

平成17年決算審査特別委員会会議録（第1日目）

平成17年12月12日（月曜日）

午前10時00分開議

午後 3時48分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

総括質問

認定第 3号 平成16年度旧土別市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 4号 平成16年度旧土別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5号 平成16年度旧土別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6号 平成16年度旧土別市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7号 平成16年度旧土別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8号 平成16年度旧土別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 9号 平成16年度旧土別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 平成16年度旧土別市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第11号 平成16年度旧土別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第12号 平成16年度旧土別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第13号 平成16年度旧土別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

閉議宣告

出席委員（21名）

委員 小池 浩美 君

委員 岡田 久俊 君

副委員長 神田 壽昭 君

委員 寺下 亘 君

委員 田宮 正秋 君

委員長 池田 亨 君

委員 齋藤 敏一 君

委員 斉藤 昇 君

委員 小貫 勝太郎 君

委員 阿部 豊吉 君

委員 西尾 寿之 君

委員 秋山 武四郎 君

委員 岡崎 治夫 君

委員 山田 道行 君

委員 遠山 昭二 君

委員 柿崎 由美子 君

委員 山居 忠彰 君

委員 近藤 礼次郎 君

委員 中村 稔 君

委員 富長 俊磨 君

委員 牧野 勇司 君

事務局出席者

議会事務局長 辻本幸慈君

議会事務局
総務課長 藤田功君

議会事務局
総務課主査 浅利知充君

議会事務局
参事 岡田成治君

議会事務局
総務課主幹 近藤康弘君

議会事務局
総務課主事 岩端聖子君

(午前10時00分開議)

委員長(池田 亨君) 土別市決算審査特別委員会が招集されましたところ、ただいまの出席委員は20名であります。定数を超過しておりますので、これより本日の委員会を開きます。

委員長(池田 亨君) ここで、本日の会議録署名委員を指名いたします。

秋山武四郎委員、山居忠彰委員を指名いたします。

なお、遠山昭二委員から遅参の届け出があります。

委員長(池田 亨君) それでは、これより付託案件の審査に入ります。

この際、会議の進め方についてお諮りいたします。初めに、付託されました平成16年度決算認定11案件については一括して総括質問を行い、その後、平成16年度各会計ごとに内容審査を行うことにしたいと思います。次に、付託されました平成17年度4月から8月までの5カ月分に係る決算認定13案件については、各会計ごとに内容審査を行うことといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

さらに、この際、議事の進行についてお諮りいたします。統括質問は、質問に立った委員の質問が全部終了するまで他の委員は発言を遠慮していただくこととし、さらに、質問に立った委員の質問を全部終わらせてから次の委員の質問に入るという方法にいたしたいと思います。

なお、内容の説明聴取は省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御異議なしと認めます。

よって、そのように審査を進めることに決定いたしました。

それでは、これより総括質問を行います。

小池浩美委員。

委員(小池浩美君) おはようございます。

初めに、住民基本台帳ネットワークについてお聞きいたします。

住民基本台帳ネットワーク、これは2002年8月に国が莫大な税金を使って強引に稼働させた経緯があります。この2002年には、私は3月、6月、9月と3回にわたってこの住基ネットについて質問をしております。非常にこれは重大な問題でありまして、本当に私たちのプライバシーが、個人情報がいかりと守られるのかどうか、そういったこととか、あるいはもう既に私たちのところにはがきが来ておりますが、11けたの番号、これが私たちの個人の番号だということ知らされていますけれども、それですべてが国によって一括管理される、そういう危険性、そういうことも指摘してきております。先ほど、11月でしたか、金沢の方の地方裁判所

でも、このネットワークは憲法違反だという、そういう判決も出ております。

私は、再度、2002年に稼働してから今日まで何年か経過しておりますので、国が言うように、本当に国民のために役立つような、そういう働きをこのネットワークはしてきているのかどうか、そこら辺から確認させていただきたいと思います。

まず初めに、土別市ではこれまでに何枚、いわゆる住基ネットのカード、それが発行されているのかどうか。朝日町の方の実績もお聞きしたい。それぞれの普及率も一緒にお聞きしたいと思います。

委員長（池田 亨君） 池田市民課長。

市民課長（池田文紀君） お答えをいたします。

発行された住基カードの枚数でございますが、土別につきましては、旧土別ですが、平成15年23枚、16年が16枚、17年現在まで13枚、合計52枚でございます。朝日町については2枚ということで、トータル54枚が出ております。

人口割の普及率で申し上げますと、トータルで0.23%となっております。

以上です。

委員長（池田 亨君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 非常に普及率はもうむちゃくちゃ低いんですね。土別市で52枚、朝日町ではわずか2枚というような状態でカードが出されていると。

これらのカードを、それじゃ出されたカード、大体どんな目的で利用されているのか、そこら辺も教えていただきたいと思います。

委員長（池田 亨君） 池田市民課長。

市民課長（池田文紀君） お答えをいたします。

個人的な利用の目的につきましては、市としては把握できる立場にないわけですが、聞くところによりますと、窓口等のお話も聞くと、高齢者などが身分証明書が特にございませんので、銀行口座の開設のときなんかには身分証明書として使われるというようなことがあるというふうに聞いております。

以上です。

委員長（池田 亨君） 小池委員。

委員（小池浩美君） そのカードというのは、写真もつくから身分証明書がわりにも大いに使われるとは思いますが、それでももう全然少ないですね。

私が2002年の第1回及び第2回の定例会でこのことについてお聞きしたときの御答弁では、一体何のために要するのかというようなことの答弁では、住民票の写しを全国どこでも交付が受けられ、転入、転出時での拘束時間のスピード化、恩給や国家試験などの手続簡素化に役立てる、こういうような答弁を繰り返されております。これは国の言い分ですわね。

国の言い分をオウム返しに答弁されているということですが、国が言うような利便性、こういうのは発揮されているのかどうか、役立っているのかどうか、そこら辺のこともちょっとお

聞きしたいと思います。

委員長（池田 亨君） 池田市民課長。

市民課長（池田文紀君） お答えをいたします。

利便性につきましては2通りございまして、1つはネットワークを構築するということによる利便性、これは全体に及ぶ利便性でございます。それから2つ目は、先ほどおっしゃられました住基カードをつくるということの利便性に分けられると思います。

1点目の制度をつくることに、構築することによる利便性といましては、先ほどお話もございましたように、住民票の広域交付ということがございます。これは、土別市以外でもほかの市町村でも住民票を取得することができるということですが、これは土別市で申し上げますと、土別市で、ほかの町村から来て住民票を出したという件数が15年以降で19件ございます。そのほか給付事務等で住民票の提示が必要なくなるというようなものについては、例えば恩給の支給でありますとか共済年金の届け、それから戦傷病者遺族に係る遺族年金の支給、あるいは雇用保険、あるいは児童扶養手当等のいろいろな給付の中で使われております。それから、資格の付与の関係でいいますと、例えば無線の許可でありますとかパスポートでありますとか、建設業許可、あるいは行政の事務、あるいは審査に使われているということでありまして、こちら辺については、住民の方が認識をするというようなことがなかなか難しいかと思いますが、そういう利用のされ方をしております。

それから、転入、転出時の関係につきましても、従来は全部紙ベースでやりとりしておりましたが、ネットワークが構築されましたのでネットワーク上で行われております。

それから、住基カードを持つことの利便性でございますが、これにつきましては、入力データが住所、氏名、性別等、4データぐらいしかございませんので、用途が限られておまして、転入、転出時の時間短縮ということで、旧来でいいますと転出するときにまずその役所へ行って手続をして、それで新たに入る市町村でまた手続をするということが、1回転入するところに行けばいいということになったということと、あとは、先ほどありますように身分証明書として使用できるというようなことになろうかと思えます。

以上です。

委員長（池田 亨君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 今いろいろと利便性を説明していただきましたけれども、現実はこの3年間で土別市は52枚しかカードがつくられていないと。その普及率や0.23%だということで、全国的にいいますと0.43%ですから、それよりぐっと低い利用なんですよ。ほとんど何も利用されていないも同然の現実があるわけです。ですから、国がいう利便性というのはいろいろとそれはあるでしょうけれども、実際問題として市民は何もそれを期待していないし、利用もほとんどしていない、そういうことがはっきり言えるんでないかなと私は思います。

それで、ちょっとお聞きしますけれども、このネットワークシステムを2002年までに何とか動かさなきゃならないということであるいろいろお金を使ってきたわけですが、このシステム設定

のためにどれほど税金を使ったか、まずその金額をこの際ですからまとめてお聞きしておきたいと思ひますし、それから、その後、毎年このシステムをちゃんと動かすための保守というんですか、メンテナンスというか、そういうもののために何ぼかずつ予算化していると思ひますが、それは幾らずつ使っているのか、金額的な面から教えていただきたいと思ひます。

委員長（池田 亨君） 池田市民課長。

市民課長（池田文紀君） ネットワークを構築するための経費であります、ハード的な設備の経費といたしましては総額約3,380万円かかっております。それから、保守経費、運営経費でございますが、これは16年で申し上げますと138万8,520円ということで、若干17年からは保守経費が下がってきておりますが、100ちょいと、17年、18年、それぞれ100万強というようなことになってはいますが、そういう経費がかかってきております。

以上です。

委員長（池田 亨君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 国からお金来るとは言っても結構な税金が使われてきて、そしてこの状況となっているわけですが、今日までに、住民票コード、私たちの方にはがきで連絡が来たんですけども、その受け取り拒否というのはあったのでしょうか、まずそこをお聞きしたいことと、要らないといって返還した場合、仮にね、自分の個人情報削除されるのかどうか、そこをお聞きしたいと思ひます。

委員長（池田 亨君） 池田市民課長。

市民課長（池田文紀君） お答えをいたします。

今日まで住民票コードの受け取り拒否というようなことは、本市においては起こっておりません。

一部、コードの変更ということは任意にできることになっておりますので、4件、申し出で変更されている実績はございます。

それから、万が一ということなんですが、受け取りを拒否することで個人情報を削除してくれと、これは金沢地裁なんかもそこで争われているわけですが、そういうことがあった場合どうなるかということでございますが、国の指導でもありますけれども、指導としては法律上は削除できないというのが今の国の見解になっております。

以上です。

委員長（池田 亨君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 今のところは、私たちの個人情報は名前、生年月日、性別、コード番号ぐらいしかそこには入っていないんですけども、これからもうどんどん増えるだろうというふうに言われていますがね。職歴だとか病歴だとか血液型から始まって、財産のことから何から何までどんどん情報が入っていくだろうと、書き込まれていくだろうというふうに言われているんですけどもね。

それで、私たちのこの個人情報は当然北海道の方にも行って、そして国の方にも行って国が

一括管理するという形になるんですけども、上の方に行った情報が本来の目的でない情報収集というものに悪用されるというか、使われていた場合、自治体はそのことをわかるんですか。悪いことに使われているとか、本来の目的でないところに使われているなんていうことは、土別市の方ではわからないと思うんですけども、そこら辺どうなのか非常に私は心配なんですよね。個人の情報がですよ。

土別市では保護条例なんかつくって、個人情報保護条例とかいろいろな扱い方の決まりをつくっているから守られるかもしれないけれども、一たん道や国の方へ流れていった情報がどんなふうに使われているかは、土別市の方ではきちりと把握できるのでしょうか。そこら辺確認しておきたいと思います。

委員長（池田 亨君） 池田市民課長。

市民課長（池田文紀君） 情報の取り扱いと漏えいした場合の問題だと思いますが、1つは情報が今後たくさん載ってくるのではないかというふうには言われておまして、これは今のところ4情報ですから、ですが、これは自治体ごとの工夫としては、例えば印鑑証明に使えますとか、あるいは図書館の利用に使うというふうに、自治体ごとに情報を入れるような取り組みをされているところもあります。全体としては、検討は進められているということはお聞きしていますが、国の方から新たな情報を載せていくということはまだ正式には来ておりません。ただ、流れとしては、今お話があったような、例えば病気の部分なんかは、このシステムに載るかどうかは別として、例えば今、医療制度改革の中ではレセプトの電子化ということも言われておきますので、そういう面では、これ同じシステムかどうかは別として、データが集約化されるかという、知られるという可能性はあるわけでありませう。

こういう情報が、情報化というのは、ある面、情報を集中化するということと同義でありますから、そういう面という、その管理ということは大変難しいけれども絶対やらなきゃいけない課題であるわけですね。

それで、情報については、市については市の中で規定を設けて情報漏れがないように最善の努力をしておるわけでありませうが、そのデータが道に行き、そして国に行くということになっておますが、道も国もそれぞれ当然目的外利用についてはしないようにということで細かな規定を設けておまして、国の制度で、国の中でも、このデータを使う事業としては限定をされておます。264事務ということで限定をされておます。当然、法律的にも定められて、扱い方についてはすべて決められておますし、当然土別市にもありますけれども、個人情報保護の条例が土別市にもありますが、これは国の指導もあるわけで、国としても道としてもそういう規定を持っておます。

ただ、これがもし使われたらわかるのかというふうに言われますと、これを把握するということは現実には不可能かとは思いますが、ただ、各レベルで情報漏れのないようにということで、ハード的に、あるいは組織的にも最大限の努力はされているというふうには理解をしておます。

以上です。

委員長（池田 亨君） 小池委員。

委員（小池浩美君） そのように、非常にこれは危ういシステムだと私は思います。昨今もコンピュータの漏れというか、情報漏れという問題はテレビや新聞をにぎわせていますけれども、コンピューターは間違いを犯すということももう皆さん御存じだと思いますし、非常にこのネットワークシステムは、市民一人一人の暮らしや人権を守るという意味から、これは非常に危険なものだというふうに私は思っております。

それで、私はもうこれだけはっきりいろいろなことがわかった。大した利用もされていないということですし、それから個人情報が入国で一括管理される、そういうシステムだということ、それで漏れた場合、今は情報4つぐらいしか入っていないけれども、どんどん増えた情報が漏れた場合、本当に大変なことになる、被害が大きい、そういうようないろいろな面から考えても、このネットワークは私は不必要なものだというふうに考えますが、もう住基ネットを切断してもいいんでないかと。離脱といいますか、離れてもいいんでないか、私はそこまで思うんだけど、これだけのお金を注ぎ込んだからもったいないとか、いろいろ理由があるかもしれないけれども、ひとつこの住基ネット、百害あって一利なしのシステムだと私は思いますし、言い出してもいいと思うんですが、そこら辺の市長のお考えをお聞かせいただきたいとします。

これを強引にどんどんやっていくと、私は、市長は市長の役割である、責任である、市民の利益を守るという、そういう立場を貫けなくなるんでないかと、そういうことが起こり得るんでないかという心配もあるんですけど、市長のお考えをお聞かせ願います。

委員長（池田 亨君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） ちょっとその前に、個人情報の保護の関係で私の方から申したいと思っておりますけれども、まず、住民基本台帳ネットワークシステムにつきましては全国的なシステムと、こういったこともありますので、制度面においても、住民基本台帳法の中では例えば記録する情報を本人確認情報に限定するとか、先ほどは市民課長から話したとおり、国の行政機関などへの提供先、あるいは利用目的、これにつきましてはここにはっきり明記されている。さらに、民間の住民票コードの利用、こういったものも禁止されている。こういったふうに、住民基本台帳法の中でも各種制限が加えられていると思っております。

さらに、私どものコンピューターの機械そのものにおいても、例えば外部ネットワークからの不正侵入とか情報の漏えい、こういったことはきちんと守らなければならない、こういった観点に立っておりますので、専用回線、これはメガデータネットという専用回線を利用しておりますし、通信データの暗号化とかファイヤーウォール、こういった機械等を設備する中で情報化の漏れ、こういったものも防いでいるわけでございます。

さらに、土別市住民基本台帳ネットワークシステムの情報管理規程、こういったものを設ける中で個人情報の保護、こういったものに努めているところでもありますので答弁させていただきます。

委員長（池田 亨君） 田菟子市長。

市長（田菟子 進君） 私から、市民の利益を守るために、もうそろそろこんなわけのわからんものはもう縁を切ってしまうと、端的に言えばそういう御質問じゃないかと思うわけです。

先ほどから私も伺っていて、3年たつわけですけれども、この結果を見てもこれで本当によかったのだろうか、しかも随分お金も使ってきたな、またこれからも使っていくと。しかし、このままで行ったら、せっかく高い税金を投じたにもかかわらず、期待した方向にいつの時点で軌道にちゃんと乗っていくのだろうか、そういう心配はたしかにあります。ただ、これからの時代というのは、やはり時代の潮流としてはIT社会の実現というのは、これは大きなこれからの時代の展望をしていく場合に避けて通れない問題であることは、これは確かであります。

それから、総務省も、これに踏み切っていく場合に安全ということを強く打ち出して来ていたわけでありまして。ただ、これらに対する導入に当たっては、それぞれ代表的なものでは長野県の田中知事もいろいろな姿勢をとっておりましたし、また、札幌市の市長も当選以来、この住基ネットワーク問題についてもいろいろな疑問を示したり、また裁判でもいろいろな結果で、憲法第13条でしょうか。基本的な人権の問題だとか、いろいろな問題がこれに深くかかわって今ありますけれども、私は、せっかく将来にこのIT社会というものとこのような事務の簡素、合理化、スピーディ、そういうものはやはり結びつけて考えていかなきゃならないと。ただ、その中で、今、御指摘のあるようないろいろな心配事がありますので、それらについてはきちっとした確立をして、みんながこういう時代に新しいまた心配されるようなことが起きるものについては、真剣に考えていかなきゃならんと。

私は、今の時点でそれを離脱するというような感じというのは、少し早計というふうに思っております。ただ、是々非々でこれからきちっとこういう問題については、けじめをつけた発言は国やなんかに對しても言っていかなきゃならんと。こういう問題が次から次へとどんどんと自治体に持ち込まれるために、自治体の財政もこの対応に率直、正直に言いまして、大変な対応に今、苦勞して、厳しい財政状況の中でも、国の法律だからこれに従わなきゃならんという意味での法治国家としての宿命的なものもありますけれども、言うべきことはきちっと言っていかなきゃならん、そんなふうに今、率直に思っています。

以上です。

委員長（池田 亨君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 次に、公的施設の修理・修繕についてお聞きしたいと思います。

ここの部分での1つは、土別の南小学校の男子トイレのことについてお聞きします。

2003年の第3回定例会で、私は学校の化学物質測定にかかわってお聞きしております。そのとき、土別南小学校の男子トイレのにおい、それら辺が原因ということで化学物質測定をしたとき測定値がすごく高くなったということがありまして、それで、そのことにかかわって質問をしたんですけれども、それはにおいが原因ではなくて、においが余りにもひどいのでそれを

消す芳香剤を夏休み中まいたということで、その芳香剤に化学物質が含まれていたということがわかったんですけれどもね。芳香剤をまかなきゃならないほど、もうそのときはひどいにおいだったということで、私も行ってみましたが本当に鼻を突くにおいでした。

そのにおいは、その後何らかの形で改善されたとは思いますが、また子供たちの方から臭いということで、とても学校のトイレでおしっこはできないということで、授業を終わるのを待って走って家に帰るといふ子供もいると、そういうことも聞いておりますので、この際、一体どのような対策をあれ以降とられたのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

委員長（池田 亨君） 辻教育部次長。

教育部次長（辻 正信君） お答え申し上げます。

南小学校のトイレにつきましては、水洗方法がタンク式というふうになっておりまして、タンクに一定の水量がたまった段階で一斉に便器に水が流れるというような仕組みになっております。それで、前回質問のありました平成15年当時は、タンクにたまる水量の出し方が少なく、水洗時間の間隔があいていたこともございました。その後、水量を多くすることで水洗間隔を早めることによりまして、においの解消を図ってまいったところでございます。

また、尿せきを落としに効果があるとされております除去剤を用いてその対策を講じてきたこともございまして、学校からはかなり改善されたというふう聞いていたところでございます。

委員長（池田 亨君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 学校の先生たちの感じと、子供たちの感じというのはまた違いますからね。

毎日使うのは子供たちなんですけれども、臭いという声もあるということなんです、このままでいいのかどうかという問題ですね。今後、何らかの改善策をまたとるのかどうか、そこら辺もお聞きします。

委員長（池田 亨君） 辻教育部次長。

教育部次長（辻 正信君） 特に御指摘の1、2年生が使用するトイレにつきましては、低学年ということもございまして失敗するケースもどうしても多いということで、便器周辺が汚れやすくなっているというふうにお聞きしております。実は、業務技師が特に汚れの目立つ箇所に、つまみは小まめに清掃するなど対応を図っているところでございますが、また、1度プッシュバルブ式、これはボタンを押して水を流す方式でございますけれども、そういった方式にする計画もあったのですが、学校側と相談いたしましたところ、低学年にはちょっと押すのに力が要ることや、押すのを忘れてしまうというようなこともございまして、今の自動的に流れる方法がよいということもございまして、現行のままで水洗間隔を早めて対応してまいったところでございます。

以上です。

委員長（池田 亨君） 小池委員。

委員（小池浩美君） じゃこのまま、もうこれ以上さしたる対策をとらずにいくということですか。

か。

委員長（池田 亨君） 辻教育部次長。

教育部次長（辻 正信君） お答え申し上げます。

実は、今、考えている方法といたしましては、専門業者に1度、便器並びに配管の洗浄清掃、これに尿せきですとか水あかですとか、そういった除去も含まれますが、そういった男子トイレ18基を対象に実施いたしたいというようなことも考えております。

委員長（池田 亨君） 小池委員。

委員（小池浩美君） このタンク式というのが私は問題だと思うんですね。排便をしたらすぐしゅっと水が出てきてそれを流すという形ではなくて、一たん水がたまっていて、一定時間になるとぴゅっと出てくるという、そういう形だから、どうしても尿せきや何かもたまりやすいんだというふうに私は思うんですが、今は本当にどこの家庭のトイレもきれいになって、きれいと言ったら変ですけれども、便利で清潔になっておりますし、座れば温かいし、水もぴゅっと出るしと、本当にいいトイレに大概がなっているんですね。そういう中で子供たちは暮らしてきて育ってきているんですが、先ほど1～2年生、低学年が失敗が多いから特ににおうのではないかとおっしゃいましたけれども、5年生からもそういう声は聞いております。

それから、まず南小と同じようなそういうタンク式というのを使っている学校は、ほかにあるかどうか。あればお知らせほしい。それから、その学校では臭気の問題、こんなようなことは全然ないのかどうかということ、それも含めて教えてください。

委員長（池田 亨君） 辻教育部次長。

教育部次長（辻 正信君） お答え申し上げます。

南小学校同様のタンク式のトイレを使用している学校でございますけれども、南小以外には上土別小学校、中多寄小学校、温根別小学校、さらに糸魚小学校、このほかに4校がございます。

それで、においの部分でございますけれども、他の4校につきましては、児童数も少ないため当然使用頻度も少ないわけでございますけれども、臭気の問題につきましては特に気にならない、そういった声も出ていないとの報告を受けております。

以上です。

委員長（池田 亨君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、土別では大きい学校というと南小学校と土別小学校ですが、じゃ土別小学校の男子のトイレのつくりというのはどんなふうになっているのかということと、朝日の糸魚小学校が今度改築されるということですが、その計画では男子のトイレはどんなふうにしようとしているのか、ちょっとわかりやすく御説明ください。

委員長（池田 亨君） 辻教育部次長。

教育部次長（辻 正信君） お答えいたします。

土別小学校のトイレでございますが、センサー式になっておりまして、これは御承知のよう

に、人が便器の前に立つと自動的に感知して水が流れる仕組みになってございます。

それから、改築を予定しております糸魚小学校のトイレでございますが、同様のセンサー式を予定しております。

以上です。

委員長（池田 亨君） 小池委員。

委員（小池浩美君） これからの主流はセンサー式なわけですね。

それで、南小学校は築26年と聞いておりますが、学校、ここ最近という限定しましょうか、改築する考えはあるのかどうかということと、多分ないだろうと思うんですけども、ぎりぎりもうこれ以上耐えられないというような時期というのはいつなのか、ちょっと教えてください。

委員長（池田 亨君） 辻教育部次長。

教育部次長（辻 正信君） 校舎の耐用年数につきましては、鉄筋コンクリートづくりで一般的に60年というふうに言われております。今回の土別中学校を見ましたとき、38年で建てかえというふうになりましたので、南小学校の場合、昭和54年の改築でございますので、今年現在、17年現在築26年を経過いたしておるところでございます。

今後の改修計画につきましては、現在のところ南小学校につきましては、階段、廊下等の内装補修工事を計画いたしておるところでございます。現段階での大規模改修というのは計画しておりませんが、毎年各学校から営繕調査を取りまとめまして、学校へ出向きながら営繕調査を行っておりますので、当面、児童数の推移を見ながら必要に応じて緊急を要する箇所について補修・修繕で対応していきたいというふうに考えております。

委員長（池田 亨君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 60年とおっしゃいましたけれども、ということは、今後ぎりぎりまでという34年間は今の今の学校で持ちこたえられると、そういうふうに考えていいんですか。

委員長（池田 亨君） 辻教育部次長。

教育部次長（辻 正信君） いえ、決してそういうふうには考えておりませんので、今後そういった各施設、学校もそうですが、そういった改修・修繕計画を委員会として、そういったことの計画を立てていかなきゃいけないというふうに心得ております。

委員長（池田 亨君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで私はこの南小学校の男子トイレの小便の方ですけども、1つの階に6基あるということで、それが1階、2階、3階とあるということで18基あるということなんですけれども、私はこの便器をセンサー式に徐々に取りかえるべきでないかというふうに求めたいと思うんですが、現実的に考えて、このトイレをセンサー式に改修するとすると一体幾らぐらいかかるものなのかという、そこら辺の試算を教えてくださいと思います。

委員長（池田 亨君） 辻教育部次長。

教育部次長（辻 正信君） お答え申し上げます。

試算したところによりますと、センサー対応の自動洗浄小便器取り付け、これでございますけれども、撤去並びに給排水管の接続等の工事費、そういった全部含めた総額でございますけれども、18基で約540万円と試算しております。これを18基で割りますと、1台当たり30万円ほどになるのかなというふうに思います。これが年次計画、例えば3年ということ、6台ずつ、1階、2階、3階というふうにやったとしても180万円と1年次でかかるというような部分の試算をしております。

これが、一遍にやった場合と年次ごとにやった場合では、例えば仮設費ですとか諸経費、そういったものがまた別途かかることになるのかなということで、それ以上の単価になるのかなと推察しております。

以上です。

委員長（池田 亨君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 私は今、お金がない、ないおっしゃいますので、お金がないのなら1年に6基ずつで2～3年かけてやった方がやれるんじゃないかなというように、可能性が高いんじゃないかなと思ったりもしたんですが、一遍にやった方が効率がよくて安上がりだということなら一遍にやってもらった方がいいんですが、ぜひとも私はこの南小学校のトイレ、これを、何千万という金額ではないようです。今、お聞きしたら540万円ということですね、総額でね。私はぜひとも改修していただきたいと思うんですが、お考えをお聞きしたいと思います。

委員長（池田 亨君） 辻教育部次長。

教育部次長（辻 正信君） お答えを申し上げます。

先ほど申しましたように、センサー式に全部の改修というふうになりますと多額の経費も要することから、今、今後の計画といたしまして、先ほど申しましたように、専門業者に1度そういった配管を含めて少し大々的に清掃、洗浄を行いまして対応していきたいと。また、清掃方法、あるいは消臭方法などにつきましてよりよい方向で改善をいたしまして、学校とも十分相談をさせてもらいまして、子供たちが使いやすいトイレになるよう努力をしていきたいというふうに思っております。

委員長（池田 亨君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 私たち大人はいつも本当にぬくぬくとおしりの温かいトイレ、いいトイレを使っているんですね。子供たちがこういう寒々とした臭いところで用を足しているという、その現実には私は目を向けてもらいたいと思います。子供はよい環境で育てられるというふうなことが言われておりますが、本気で少しこのトイレのことを今後考えていただきたいなというふうに思います。

次に、同じ修理・修繕の質問ですけれども、多世代スポーツ交流館、これについてお聞きしたいと思います。

この交流館の屋根の雨漏りの修繕ということで、16年度の予算では実施されることになっております。16年度の予算では40万円これに計上しているんですね、屋根の工事費として。です

が、決算では24万円が不用額となっております。雨漏りは依然としてするんですよ。雨漏りするところにバケツを置いているわけで。だからこの部分、一体、修理をしていないんだろうと思うんだけど、どうなのか、そこら辺のところ。

それと40万円予算計上していますが、不用額が24万円と出てきているので、残り16万円はどういうふうになったのかということも含めて説明していただきたいと思います。

委員長（池田 亨君） 西崎介護保険課長。

介護保険課長（西崎貞一君） お答えいたします。

この雨漏りにつきましては、アリーナとそれから多世代交流館の渡り廊下の部分ということになってございました。この雨漏りする時期といいますのは、大雨の降ったとき、それからさらには11月の降雪時、あるいは3月の融雪時期に雨漏りが現実としてございます。

そこで、アリーナの方でございますが、これにつきましては、屋上は無落雪ということになってございます。このアリーナは、3カ所において雨漏りがありました。16年度において、業者によって1度屋上を見ていただいたんですが、その雨漏りする場所は特定ができなかったわけでありまして、その後、委託先でございます社会福祉協議会の方の職員によりまして、再度詳細にと言いましょか、屋上に上がって調査をいたしました。確たる場所ではございませんでしたけれども、一応このあたりで漏っているんじゃないかなと思われるところをコーキングいたしました。その結果、今年になって雨漏りがしないということで、アリーナの方については一応簡単なコーキングで改善がなされたということになってございます。

それから、渡り廊下の部分につきましては、これも同じく無落雪ということになってございます。これにつきましては、昨年3月に建設水道部の担当職員も含めましてお願いをいたしまして調査をいたしました。場所の特定はできませんでした。さらに、その後、雪解けを待って調査をしたわけでございますが、これは屋根、屋上の方とそれから屋根裏側ということで調査をいたしましたが、これもまた発見ができませんでした。それで、その後、普通の通常の雨降りの場合は特に雨漏りが発生しないということでございまして、少し様子を見ようということでおりましたが、やはり結果としては、その11月の降雪開始時、あるいは3月の融雪時に雨漏りがいたしまして、場所の特定ができなかったためその部分については修理をいたしておりません。

それから、もう一点の16万円の使途ということでございますが、アリーナの方の改修、コーキングしたわけでございますが、これにつきましては、社会福祉協議会の方に委託をしておりますので、その委託費の中に小破修理ということで5万円ほど予算を見てございましたので、コーキングにつきましてはその中で措置をしたということでございます。

それから、16万円につきましては、これ修理予定でございましたが、16年度の予算執行をしている間におきまして灯油の値上がりがございます。これにつきましては、当初46円であったものが53円ということになってございまして、それで当初予算に不足を来しましたので約11万6,000円ほど、それから電気料の方に4万1,000円ほど、それから水道料の方に3,000円とい

うことで、計16万円をそちらの方に流用をして使用したという状況でございます。

以上です。

委員長（池田 亨君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、いろいろ調べたけれども特定できない、わからなかったということなんだけれども、そのままじゃ、わからないからしょうがないにはならないと思うんですけども、じゃ当然17年度の予算にも、再度屋根補修というようなことで工事費が予算化するべきではないのかなと私なんかは思うんですが、そうでもないんですか。そこら辺のところを教えてください。

委員長（池田 亨君） 西崎介護保険課長。

介護保険課長（西崎貞一君） お答えいたします。

この渡り廊下部分につきまして、何とか夏の間はその場所を特定して、安い金額で修理をしたなということで考えてございまして、特に工事請負費ということで予算は設けませんでした。なぜかといいますと、アリーナの部分でコーキングで終わったという例もございまして、何とか努力して場所を見つけたいと、そういう考えがございまして、委託料の中に小破修理ということで一応5万円を計上してございまして、その中でできるのではないかなという判断で予算計上はしていなかったところでございます。

以上です。

委員長（池田 亨君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、もう17年度も終わろうとしているんですけども、どうなんですか、その結果は。

委員長（池田 亨君） 西崎介護保険課長。

介護保険課長（西崎貞一君） 修理につきましては、今年の夏にアリーナの部分もやった経緯がございまして、それらしきところ、この辺かなと思われるところをちょっと一部コーキングをしてみました。結果といたしまして、11月のやはり降雪期におきましては雨漏りがいたしまして、現在は一応寒さも厳しくございまして雨漏りはしておりませんが、一部コーキングをした結果も今のところは漏ってはおりませんが、だめでした。

以上でございます。

委員長（池田 亨君） 小池委員。

委員（小池浩美君） だめでしたから、そのまんまですか。

委員長（池田 亨君） 西崎介護保険課長。

介護保険課長（西崎貞一君） 今後におきましては、一応3月におきましてはこれまた融雪期が来ます。その段階におきましては、屋上の除雪をするなどして雨漏り防止にちょっと努めてみたいということで思っておりますし、これ以上、私どもも委託先の職員も含めて、私どもも含めて行って、建設部の職員もお願いして見たわけですが、これ以上もうどうにもなりませんので、18年度におきましては、一応今、予算時期でもございまして改善計画を財政課の方に提出し

て対応してまいりたいと思っております。

以上です。

委員長（池田 亨君） 小池委員。

委員（小池浩美君） たかが雨漏り、されど雨漏りで、何か随分長いことかかったこの雨漏りなんですけれども、これは、問題は市民の印象が非常によくないということなんです。だったら何年も廊下にバケツを置いておくという事態ですね。交流館を利用する市民は毎年利用しているんですから、あら今年もまたどうしたのということになるでしょう。だらしのないねと、何やっているのさということになるんですよ、市民はね。ですから、やはりこういうことはてきぱきと素早く解決をしていただきたいと。ここの雨漏りの早急に直していただきたいと思いません。

次に、「非核平和都市宣言」のまちにふさわしい平和事業についてお聞きしたいと思います。

何点かお聞きしておきますが、もとの土別市において、この「非核平和都市宣言」を制定したのはいつなのでしょう。そして、その宣言をしてから今日まで、ちゃんと予算化して市として取り組んだ平和事業というものはどういうものがあるのかと。それは、それに一体どれほどのお金を使ってきたのかということをお聞きしたいと思います。

委員長（池田 亨君） 石川総務課主幹。

総務課主幹（石川 敏君） お答えいたします。

旧市におけます「非核平和都市宣言」につきましても、核兵器の廃絶及び恒久平和の願いから、昭和61年6月20日に議会の議決をいただいて制定しております。

次に、それ以降の平和事業の取り組みであります。61年には、宣言後、日本非核宣言自治体協議会に加盟しております。以降、平和事業といたしましては、戦後50周年を記念いたしまして平成7年に土別平和の集いを開催しております。内容的には、被爆体験講話、写真パネル等の展示、記録映画、ビデオ上映及び児童文化講演会、それと朗読劇をやっております、事業費として119万1,000円。

次に、「非核平和都市宣言」15周年を記念いたしまして、平成13年に、内容といたしましては写真パネル展、非核平和講演会、それと朗読劇を行っております、事業費として53万2,000円を執行しております。

それと、本年、戦後60年ということで平和推進展を開催しております。平和推進展としてポスター等の掲示ですとか、土別の様子を伝える写真パネルの展示、あるいは戦中戦後の生活用品の展示ですね。それと平和推進に係る図書の展示、平和学習活動として千羽ヅルを各学校で折っていただいて、その展示をしておりますし、ビデオ上映会、あと被爆体験記、原爆史を朗読する集い、戦中戦後の食べ物試食などを行っております、20万6,000円の事業費を執行しております。

以上でございます。

委員長（池田 亨君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 昭和61年から本年、平成17年まで、19年間でこの平和事業で予算を組んで行った事業は、50周年、宣言15周年記念、戦後の60周年と3件ですね、予算をつけてやった事業というのは。金額にして合計が192万9,000円ということだったと思います、今のお答えでは、19年の歴史の流れの中で、この事業の取り組み方が多かったのか少なかったのか、それは私もわかりませんけれども、50周年事業とか宣言15周年記念事業とか節目節目の事業での取り組みは非常に市民に大きな印象を与えて、私はとてもよい取り組みだったと思っております。

特に、今年戦後60年の事業、いろいろなことが取り組まれてきております。市民も一緒になっての取り組みがよかったと思うんですけども、ただ、学校の児童・生徒たちが参加して折りヅルを、千羽ヅルを折ったというようなことがありましたけれども、学校の現場では、もう既に年間カリキュラムができていの中で、突如これを子供たちにやらせたいというふうに言われて、大変困ったという声を現場の先生は言っております。

それをするために時間をとらなきゃならないというようなことで、子供たちは家へ持って帰るとか、親も何もかも総動員してやったとかというようないろいろなことがあったんですけども、この子供たちを巻き込んでこの折りヅル製作などのこういう事業というのは、どんなような取り組み方をしたのか教えていただきたいと思っております。

委員長（池田 亨君） 石川総務課主幹。

総務課主幹（石川 敏君） 本年の事業につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。その中の1つとして、平和事業の学習といいますが、それを検討したところであります。その中で、何とか参加型の平和学習活動ができないかということがございまして、広島記念館、資料館などと情報の提供をいただきながら検討したところ、「貞子と折り鶴」という物語がございまして、このことの浸透といいますが、中学生の皆さんに知っていただくことと、「貞子と折り鶴」のテーマでもあります平和と折りヅルということで、折りヅルの作製をしてみてもどうかということで企画したところであります。

委員が御指摘のとおり、学校においては、もう年度当初というかその前に既に年間のカリキュラムは決まっているということも十分承知しておりましたので、私どもの方で、教育委員会学校教育課でございますけれども、そちらの方に打診をしたところでございます。そうした中で、6月下旬でございましたけれども、校長会の方でこれらの取り組みについて御審議いただきまして、了解をいただいたということで、正式に、6月29日だったと思っておりますが、文書で各学校に取り組みについてお願いをしたところでございます。

それで、年間カリキュラムも決まっているということでございますので、各学校の取り組みにつきましては学校の方にお任せしまして、こちらの方で、この方法でというお願いはしてございません。その中で、授業の一環として取り組んだ学校、あるいは休み時間等を利用して自発的に取り組まれたという学校もございまして、学校での製作のみならず、家族の方と一緒に取り組まれたという話も伺っているところであります。それぞれの学校でその対応に当たっていただいたところでありまして、その結果、1人で2羽程度の作製をしたところも、学校もあ

れば、平均25羽をつくっていただいたところもありまして、総体で約1万2,000羽、千羽ヅルにしまして12体の製作をいただいて、この事業を大変盛り上げていただいたところであります。

以上であります。

委員長（池田 亨君） 小池委員。

委員（小池浩美君） この事業自体は大変私もよかったですと思いますが、取り組みの方法ですね。

私は、この平和の事業を単発的に今年は60年だからとか、そういうことで何かやろうというような、そういうようなやり方ではなくて、継続的に私は平和の事業に取り組んでいくべきでないかなと思うんですよ。

今年合併して、改めてこの「平和都市宣言」を決めたという、そういうこともありますので、それを契機にして、これからは来年も再来年もというふうに毎年何らかの予算づけをして取り組むと、そういうような形にしていくべきだと思うんですけれども、市職員だけでは何かと大変だとは思いますが、いろいろなアイデアを出すのもかなり大変だとは思いますが、市民の団体とかそういうものとの協働の事業、あるいは学校の先生たちとも相談してやっていくというふうにしていくとか、そういうようないろいろなやり方があると思いますので、今後とも毎年継続して、一定予算化して取り組んではどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長（池田 亨君） 石川総務課長。

総務課長（石川 誠君） お答えをいたします。

小池議員も御承知のとおり、15周年記念等々におきましては市民の各種団体の方々と協働する中で事業を展開したという経過がございます。本年の場合におきましては、市並びに教育委員会が主催という形で実施をしてきたわけですが、恒常的な取り組みといたしましては、懸垂幕の掲示並びに戦没者の黙禱に関する取り組み等々を広報紙等で例年やってきておりますし、それから、非核団体に関する関係につきましては、広島に事務局を置きます団体に対して私ども参加をしているというようなことで、事業以外ということになりますと、恒常的な取り組みといたしましては、合併前からずっと引き続き行っているところでもございます。

したがって、今後こういった節目節目におきます記念事業的なものを展開してはどうかという御意見でございますが、できる限りそうした方向の中で検討してまいりたいというふうには思っておりますが、そういった組織をつくるなり、もしくは従前まで行ってまいりました事業の中で、どういったものが継続して今後行っていけるのかというような検討も必要となつてまいりますので、そうしたことも含めまして、今後新年度におきます非核事業のあり方について検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長（池田 亨君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 最後の質問になりますけれども、福祉灯油についてお聞きしたいと思います。

これは、もう第1回定例会で既にお聞きしております。御答弁では、年末に向けて各市の動向や需要期の価格の推移を見ながら検討すると、そういう御答弁をいただいております。もう師走になりました。いろいろ灯油の価格も1円下がったとか、そのまま同じだとかというようないろいろな情報がありますけれども、私は福祉灯油は所得の低い方々にぜひとも実現してほしい、そういうふう願っているものですが、まず、第1回定例会以後どのような検討がなされたのかお聞きしたいと思うんですが、具体的に支給世帯の範囲とか金額的なこととか、そういうものなども全部出しているのと検討されたのかどうか、そういうことも含めてお聞きしたいと思います。

委員長（池田 亨君） 宮沢保健福祉部次長。

保健福祉部次長（宮沢勝己君） お答えいたします。

福祉灯油について、どのように検討されたのかということでございます。

まず最初にですけれども、道内で福祉灯油を実施している市につきましては4市でございます。その状況について申し上げたいと思いますが、1つは江別市でございますが、支給対象者につきましては、歳末助け合い義援金の配分世帯であります。内容につきましては、世帯構成員1名当たり5,000円と1世帯当たり灯油200リットルを支給しております。それから、釧路市であります。対象者は高齢者世帯、これは80歳以上の高齢者世帯、それから母子世帯、身障世帯というふうになってございます。内容につきましては、1世帯当たり一律3,000円の支給となっております。それから3つ目、稚内市ですけれども、対象者が高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯ということで、障害者、高齢者世帯につきましては150リットル、それから母子世帯につきましては100リットル支給をしております。それから、留萌市につきましては、高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯で、1世帯当たり150リットル支給してございます。

そのほか、今年道内で新たに福祉灯油を実施した市町村は、今のところございません。それから、逆に廃止した市町村でございますが、富良野市、下川町、浜頓別町、中頓別町、佐呂間町、興部町、それから、斜里町については廃止に向けて今、検討中ということでございます。

それから、隣の名寄市についてでございますけれども、11月の決算審査特別委員会で福祉灯油についての御質問がございまして、そして福祉灯油について検討する旨、答弁されておりましたけれども、先日電話で確認いたしましたところ、まだ結論は出ていないとのことでありました。

そこで、本市における福祉灯油についての検討であります。今年度新たに実施した市町村がないこと、また厳しい財政状況にあること、それから灯油価格の推移をもう少し見てからということで、もう少し検討の時間をいただきたいと思いますというふうに思います。

以上でございます。

委員長（池田 亨君） 小池委員。

委員（小池浩美君） もう少し、もう少しとおっしゃいますけれども、もう少しというのはこの12月末までというふうに考えてよろしいんですか。

委員長（池田 亨君） 杉本保健福祉部長。

保健福祉部長（杉本正人君） 灯油の高騰によって、高齢者世帯でありますとか低所得者世帯等の家計に及ぶ影響が大きいということは、私どもも重々認識をいたしているところでございます。

第1回定例議会から、今、お話にございましたように、灯油価格で申しますと9月で73円90銭であるものが、10月、11月に高騰いたしまして74円10銭ということで、20銭ばかり高騰しておるといってございますが、今月に入りまして、9月当初から見れば70銭値下がりをしておるといってございます。

そして、ただいま全道の実施状況を今、御説明申し上げましたけれども、各市の実施されている市においても増加傾向にないということもありまして、私どもとしては各市の動向、今、各市もこの定例会を開催中でございますので、なかなかその情報が今入ってこないところがございます。今、隣の名寄市のこともちょっとお話申し上げましたように、今後、年末年始を迎えての価格の動向とあわせて、実施されるであろう各市の状況を把握する中で検討してまいりたいというふうに考えてございます。

もう少し時間をいただければというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思いません。

委員長（池田 亨君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 一つ私が懸念するのは、ほかの市といつも比べるんですよね。ほかの市がやったからうちもやるという、そういう何かにつけて割と、国保だとか税金だとかいろいろなものもそうなんですよね。こういう考え方というのは、どこの自治体もそうなのかもしれませんけれども、私は余り好きじゃないですね、こういう考え方は。人は人、我は我で、自分の懐ぐあいとか自分の市民の状況、自分の自治体の実態、そこからどうするかということを考えて知恵を絞ればいいんであって、名寄はやらないから、じゃ土別も何も新たにやることはないなというような、私はそういう考え方はやめてほしいと思うんですよね。

今の御答弁では、もう少し時間をくれということで検討するということでしたね。それがいつまでかははっきりと答弁なさってはいないんですけれども、ぜひとも私は、土別市はどうするのかと、土別市は土別市民の困っている人たちにどういう対策を立てるのかという、その視点から、ぜひとも実現へ向けて踏み出していただきたいと思えます。

今すぐ緊急に必要なというものにはあっさりとお金を出しましょうかというような部分もあると聞いておりますので、私はぜひとも、田菰子市長はそういう人ではないと思っております。本当に土別市民の立場に立って、真剣に検討して実現へ向けて頑張ってくれるものと信じております。

以上で私の質問は終わります。

委員長（池田 亨君） 田菰子市長。

市長（田菰子 進君） 確かにそういった期待をしていただきましてありがとうございました。

ただ、土別は他市に先駆けて相当福祉の面等々で先鞭をつけてきた、政策を進めてきた経過が過去にあるんですよね。私も時々実は言われるのは、土別が思い切って先鞭を余りつけてくれるから我々もひどい目に遭っていると、こういう言い方をされる場合が、今、往々にしてあるんですよ。それからもう一つは、よそから見て決して財政はもっともっとひどい、道庁の次にくらいひどくなっていくのかなと思って、私は必死になって今そこら辺を食いとめなきゃならんと思ってやっています。

そこで、このままで灯油が上がっていったらこれは大変なことになっちゃうなど。少なくとも、やはりすごい心配をされておられる方に、何とか厳しい財政の中からでも工面をしてでも出していきたいというのが私のそういう気持ちでもあったわけなんですけど、意外に心配しておった面がどこかで高値で1回ストップしまして、それから今、動きがちょっと緩慢になってきているんで、もうちょっと状況を見よう。そして、仮にこれが1月になるんだらどうかによって判断をして、やはり出すべきものは出すと。あるいは、我慢をもしできる場所でとまるんだったら、今回本当に厳しい状況にもありますので、これはよその市も皆同じだと思うんですが、そのぎりぎりの線で、今、我々は判断をしようとしておりますので、その点についてはやはり御理解は承っておきたいと思います。

本当にこの暮れは大変ないろいろな厳しい改革を進める中で、大変な市民生活が私はあると思っています中で、特にこの福祉のこういった立場でお苦しみを市民の皆さんには、この灯油の受ける大変な高騰に、どうやって冬を過ごすのかという点では非常に心を砕いておりましたので、そういう優しさの中から前向きにやっといこうというところでとりあえずは踏み切ったんですが、よその状況も財政もやはり厳しくて、ぎりぎりの線まで判断をそこに持っていきたいというのがその心情で、これどういうふうになりますかね、結果によっては、数字がもしぐんと出たというようになれば、1月の臨時会でもということになるのかな、というようなことで、そこまで私も頭の中、回らないで今考えておりました。よろしくひとつお願いします。

委員（小池浩美君） 以上で終わります。

委員長（池田 亨君） 齋藤敏一委員。

委員（齋藤敏一君） 総括質疑をいたしたいと存じます。

通告しました将来を見据えた合宿の里についてということで、要旨を出しておりませんので7点ほど質問させていただきたいと存じます。

1つには、合宿の現況について。それから、2つには道内の合宿の実態について。3つには、合宿の里づくりの計画とか構想だとか目標設定だとか、そういうものについて。それから、4つ目にはPRの方法について。5つには、道立スポーツセンターについて。6つには、総合体育館の改修や改築について。7つには、将来を見据えた合宿の里づくり。高橋尚子選手も含めた話でお伺いをいたしたいと思います。

それでは、まず1つ目でありますけれども、合宿の現況でありますけれども、昨年の合宿の団体数と人数、それから一昨年との比較をしていただいて、特に陸上競技の関係でお知らせを

願いたいことと、それから、合宿の経済効果というのは毎年1人1万円程度だと、1万人来たら1億円だと、1万2,000人なら1億2,000万円、そういうふうな報告が出てくるわけでありませうけれども、その辺の確認をしておきたいと存じます。

委員長（池田 亨君） 齊藤スポーツ課主幹。

スポーツ課主幹（齊藤英俊君） お答えいたします。

平成16年度団体数は121団体で、前年比12団体の増となっております。人数は1万2,575人で前年比1,773人の増となっております。

陸上競技につきましては、平成16年度83団体で前年比2団体の減、人数につきましては9,463人で前年比87人の増となっております。全体では、団体、人数とも昨年を上回りましたが、これはサッカー合宿が延びたことと大会に伴う剣道の合宿が実施されたことによるもので、陸上競技につきましては、ほぼ前年並みの合宿が実施されたということでございます。

それと、経済効果ですけれども、厳密な経済効果が幾らとの試算は行っておりませんが、過去にも3食つき宿泊代が8,000円前後とプラス諸雑費で1人1日1万円として、1万人で1億円程度とお話ししております。

委員長（池田 亨君） 齋藤敏一委員。

委員（齋藤敏一君） 士別市の陸上関係については、83団体で約9,500人ぐらいだということになりますね。1日1万人で1億円ということで、大体同じような数字でなかろうかと存じます。

それで、合宿を受け入れているところというのは、大きなところでは見ていてわかるには翠月だとか、それからまるいし旅館だとか、それからはとや旅館、甲州屋さんが一部あるかなという、あとは余りないような意味合いじゃないかなと思うんですけれども、まずそこら辺の実態についてお知らせを願いたいと存じます。

委員長（池田 亨君） 齊藤スポーツ課主幹。

スポーツ課主幹（齊藤英俊君） お答えいたします。

士別旅館業組合に加盟しているうちで3食対応できる翠月、甲州屋旅館、まるいし旅館、はとや旅館、グランドホテル、サイクリングターミナル、六美旅館、美しの湯温泉でございます。

委員長（池田 亨君） 齋藤敏一委員。

委員（齋藤敏一君） 今まで、そのほかに旅館業がありますよね、六美旅館だとか。合宿の対応をやめたところというところがあるかないか、ないかもしれませんけれども、そこら辺と、だんだん高齢化していきますと後継者がいなくなったり、3食をつくるというのは大変なことだというふうによく聞かれます。少ない人数で食事をつくっておりますから、家族の者のおじいちゃんかおばあちゃんかだれかが病気になりますと、合宿の受け入れというのが急遽できなくなると、そういった問題が実は現況にはあるというふうに思われます。

それと一番大切なのは何かというと、昔と違って大部屋時代はもう過ぎ去ったなというふうに思います。そこで、特に1人部屋が望まれてくるわけでありませう。ホテルには1人部屋というのがあったり、せいぜい2人部屋ですか。旅館の場合は、どうしてもそんな間仕切りができ

るわけじゃないですから、だんだん旅館というものが合宿にとっては離れていく現況になるんではないかなというふうに思いますけれども、そこら辺の押さえ方はどうでしょうか。

委員長（池田 亨君） 佐々木スポーツ課長。

スポーツ課長（佐々木辰彦君） 今まで合宿の対応をされていた旅館等がやめた実績というのはあるのかということでございますけれども、今まではございません。

それと、今後3食対応ができる旅館といろいろな問題についてでございますけれども、将来的な高齢化とか後継者の問題、あるいはアクシデントというようなことも起こり得るので、委員の言われるような危惧ということも当然考えられることであります。また、大部屋時代でないというようなお話で、1人部屋が望まれるというような非常に難しい課題もあります。その部分については、すぐに結論が出るというような問題ではなく、今後、土別旅館業組合と意見を交換しながら、行政も一緒に考えていかなければならないというふうなとらえ方をしております。

委員長（池田 亨君） 齋藤敏一委員。

委員（齋藤敏一君） すぐには出ない問題でありますけれども、とりあえず1人部屋というものはニーズでありますから、やはりそういう旅館業組合ときちっと話す機会をまず持っていただきたいなというふうに思います。

それで、一例をちょっと挙げてみたいと思うんですけれども、数年前に斉藤 昇委員と亡くなった神山委員と3人で道内調査で別海町まで行った経緯があります。それは、別海町の合宿の里であります石川屋という有名なおかみさんが実は経営をしている合宿の里であります。視察に行きますと、アルバイトの学生がもう本当にたくさんおりまして、食事の段取りするだけでも大変な思いでつくっておりました。そんなところに訪問したわけでありまして、そのおかみさんが結局すべての段取りをして、選手の悩みから、長い間選手が合宿しますとホームシックにあたりしますし、それからいろいろ夜遅くまで子供たちと話しているわけがあります。結局、別海町は、そのおかみさんの旅館が合宿の里でもってそこまで有名になってきたという事実は間違いないというふうに思います。しかし、最近お話を聞きますと、そのおかみさんにかわりまして違う方がその旅館を引き継いだということでもあります。

そこで、一体合宿はどうなったのかというと、合宿は自然体に任しているということでもあります。自然体というのは、来たかったら来ればいいし、合宿というふうにならなくていいわけではない。結局、そこにある合宿の里の別海の歴史だとか資料だとか、それとか人のつながりだとか、そういったものがそこで途切れる形になるのではないかなというふうに予想がされます。1軒の旅館というのは行き着くところは簡単に終わってしまう、そうしたら歴史も終わる、合宿の里も終わる、こんな一抹の寂しさを実は感じるところでございます。

土別市の場合は、やはりそういうふうにならないためには、したらどうなのかと、どういふふうな手だてが必要なのかということ、やはり1人部屋の問題もそうですし、合宿屋の主人とかおかみさんがどれだけ今まで合宿を引っ張ってきたのかという問題、それが1軒いなくな

ることによって、1軒分の量が減るということだけは事実でありますから、そこら辺、話し合いというものは十二分にやっていただきたいと思っておりますけれども、この点まず教育長にちょっと聞いておきたいと存じます。

委員長（池田 亨君） 朝日教育長。

教育長（朝日 保君） 私も石川屋さんのお話はよく聞いております。別海町は、お話を仄聞するところによると、石川屋さん1軒が、今、齋藤委員お話しのとおり対応をしていたと、それに対する行政のバックアップがどの程度あったのか、私どもはその辺が非常に気になるところでございます。

今後におきまして、士別市においても各旅館、また市の翠月も含めてですが大変な努力をしております。私も旅館をやっておりまして、旅館が3食をつくるということは非常な努力でございます。また、少ない部屋数で1人部屋対応ということも大変な努力があるかと思っております。そういうことについては、今後とも旅館業組合とも十分話し合いする中で、行政としてバックアップできるものはしていく、精神的な支えになるかもしれませんが、そういうものを投じていきたいというふうに考えております。

委員長（池田 亨君） 齋藤敏一委員。

委員（齋藤敏一君） それでは、2番目の道内の合宿の実態についてお伺いをいたしておきたいと思っております。

企業の結局廃部だとか経費の節減というのは著しいものがあると存じます。道内、それから国内、海外、相当厳しくなってきた危機感というものが感じられますし、危機感というのは士別にずっと続けて来られるのかという危機感でありますね。そういう思いというのはどう認識しているか、まずお伺いをいたしたいと存じます。

委員長（池田 亨君） 佐々木スポーツ課長。

スポーツ課長（佐々木辰彦君） 委員お話しのとおり、長引く不況というものによって企業に支えられている実業団にとっては、活動費の縮小はもとより、場合によっては廃部も余儀なくされているというふうな実態もあって、当然私どもとしても危機感を持っております。

そのような状況の中で、継続して士別市に訪れていただいているというのは、陸上競技を中心に、長年にわたり培われた人とのつながりによるところが大きなことでありまして、今後もいろいろな形でそのつながりに礼を尽くして大切にしたいというふうに考えております。

委員長（池田 亨君） 齋藤委員。

委員（齋藤敏一君） 特に道内の合宿地をちょっと調べてみましたけれども、取り合いが大分激しくなっているなというふうに思われます。

3つほど例を挙げてみますと、まず千歳の合宿数でありますけれども、地の利がやはり一番よくて、飛行場がある、そしておりたらず青葉公園がある。立派な公園ですね。あの青葉公園で市民が朝から晩までジョギングしていたり、ソフトをしていたり、球場もありますし、そこに陸上競技場のすごいでかいのがあります。そんなところがやはり一番これからの可能性で

は千歳だなという感じをすごくしております。

それで、実態を調べてみますと大したことないんですね、まだ。陸上競技場の分だけです。ほかのものは物すごいんですけども、陸上競技場だけ調べてみますと、2000年は延べ人数で136人でした。そして、2005年9月末現在で1,246名、10倍弱ですか。驚くことに、この人数は大したことないんですね。ただ、カネボウが120名とか佐川急便70名、広島陸連133名、札幌陸連240名、奈良陸上が540名、天満屋、S & B、トヨタ、日産、三菱、日清食品、ずらっと名前が上がっております。

それから深川市をちょっと調べてみますと、実業団14チーム、大学12チーム、計26チーム。実人数が647名、延べ人数が5,745人でありまして、陸上関係だけで。土別市の約半分に迫ってきて、半分以上強ですか。この間まで大したことない深川だなと思って私は見ておりましたけれども、もう半分を超えました。

それから、もう一つ驚異なものがあります。名寄市であります。スキーマの合宿も入っております。名寄市は陸上はほとんどないといってもいいわけでありましてけれども、名寄市も合宿に力を注いできているかと思えます。それで実人数が3,187人、そして延べ人数は8,372人、もう少しで土別市の人数にたどり着くと思われまして。

それで結局、名寄市あたりも、千歳市もそうですけれども、1人部屋というのは、先ほど言いましたけれどもホテルの数が大変に多い。名寄市で調べてみますと、16軒ぐらいありますね。ホテルという名のもと、もう結構1人部屋というのがたくさん実はあります。それはスキーマの関係があるから、ましてや国体関係もありましたから、そういうふうなことになっているのではないかなと。

こういった、ほかの全道各地の実態がもうこんなような状態でありますけれども、まず、どのような認識の仕方をしていかお知らせを願いたいと思えます。

委員長（池田 亨君） 佐々木スポーツ課長。

スポーツ課長（佐々木辰彦君） 今、お話があった千歳市、深川市、名寄市の部分を詳しく説明していただきましたけれども、そのような中で空港に近いとか、あるいは種目的にスキーマとかそういう部分で、あとは環境が、走るところが緑に覆われているというような物理的な環境条件というのはどうにもならないわけでございまして、私どもの方としては旭川空港までの送迎、あるいは施設の更新整備など少しでも不利な条件を補うような対応をし、また、合宿の監督、コーチ、選手からのいろいろなお話や要望に対してもできる限りの対応に努めて、先ほどもお話ししましたけれども、なおかつ今までの人つながりを大切にしていけることが、これからの合宿を進めていく上で最も大事なことというふうに思っております。

委員長（池田 亨君） 齋藤委員。

委員（齋藤敏一君） 土別の場合は、旭川まで迎えにいかなければ絶対に来なくなるなというふうに思います。これは今までどおり継続して、やはり多ければ多いほど人は入ってくるということになりますし、効率的にできるだけ経費をかけないようにしてやるべきものなんだなとい

うふうに思います。

いろいろな人が来ますし、帰る人は1人帰ったり、2人帰ったり、10人帰ったり、ばらばらに帰る人もいるわけでありますから、その分大変な苦勞があるんじゃないかなと思いますし、結局、翠月はバスがありますから翠月は翠月で対応してくれると思いますけれども、あとのところはそんなにバスがあるわけでもないし、人がいるわけでもないし、ですから、そこら辺、市としての押さえどころというか、そこら辺をきちっと押さえおいてほしいことと、それからもう一つ、人脈とか人のつながりだとかというのがやはり大切でありますよね。

よく市長が、やはりいろいろな人脈でということで陸連の関係やら含めて。やはり人脈系のものは、陸連の会長だとか副会長だとかそういうのはいいんですけれども、末端の監督だとかコーチだとか、そういった監督、コーチは意外とかわるんですよ。そうすると、土別市に行った記憶のない方というか、そういうのが2～3年以内には必ずやってきます。土別市の行政の担当者もかわってしまいますと、まるっきり両方とも知らなくなってしまうということになりますけれども、そういったつながりというものもきちっと考えておく必要があるんじゃないかと思いますけれども、この点はいかがでしょうか。

委員長（池田 亨君） 田菟子市長。

市長（田菟子 進君） 齋藤敏一委員のお話、本当に大事な話をさせていただいておるとして先ほどから聞いているわけですが、まさに私は今までずっと言ってきたのは、市政の大きな柱の1本ですから、日本一の合宿地ともう公言してはばかっておりません。

なぜ日本一なんだろうかということについては、それなりに相手を説得するだけの中身をしっかり持っていなきゃならんということで、河野深川の市長も土別さんには到底追いつけないと、深川ですね、それはもう言っております。それから、うちの場合やはり長い歴史で、言うなれば昭和53年から合宿の受け入れは始まったと。それから、順天堂大学が大きくこれにかかわってきたということ、それから日本陸連の帖佐先生だとかあらゆる幹部職員と、あるいはJOCの皆さんともつながっていたり、まことにすごいそういう人脈で、しかも全国に、九州からまでどんどんと旭化成であるとか九州沖電気であるとか、京セラだとか、もうとんでもないところからもどんどん来るまちだということは、やはり土別に行くすとすばらしい合宿の効果が上がると。それは1つには、自然が非常に合宿の適地になっておることと、それから一流の選手が出入りしているという。あれをやはり見ているとすばらしい感化を受けるので、土別に行ってやってみたいと、それぐらい一流の選手が入ってきている。

それから、先ほどちらっと答弁の中で言っておりましたけれども、今83団体で実は121団体というふうな答弁があったと思うんですが、私は人数が減ることよりも、入ってきているチームの顔ぶれの数が増ることの方がもっと怖いなと思っているんですよ。こういう時代ですから、少数精鋭で入ってくると、それから滞在期間が短いと、だから延べ人員では若干減るけれども、しかし、数として増えていっている方が私はやはり望ましいんじゃないか、そういうふうな気がします。

それと、今でも例えば野口みずきさんも優勝したら、金メダルとったら必ず士別市へ来ると、高橋尚子さんもそうだったし、有森さんもそうだったし、増田明美さんともまだ、もう私の携帯電話にはまだみんな入っているぐらいで、藤田監督だとか、あるいは順大の澤木さんだとか、今ではもう日本陸連の強化委員長までなっている方、そういう方と常にいろいろな情報交換をしていることと、それから、なぜ北海道にみんな向いてくるのかと、高い飛行機賃をかけていて、九州あたりの人は皆さん言いますけれども、これは士別市に行った場合に、お役所仕事で我々を迎え入れてないということをよく口にしています。それは、陸上競技場に行ったら、はい、10時になったらオープンです、5時になったらクローズします、そういうんじゃなくて、いつ行っても我々に使わせてくれると、こういうところは本州ではまずないと。それは、私どもとしたらやはりセールスポイントはそこに置いておりますから、わずかなお金をいただくというよりも、むしろ気持ちをこちらに、気持ちをお金で買うといいますが、そういう感じにつき合ってきていますし、それから、合宿受け入れ協議会だとかああいう中で、長丁場といいますが皆さんをみんなで疲れをいやしてあげるような人と人とのつながりですね。こういうものが集積して、今、私は合宿の町だというふうに思っています。

こんな点でこれからも、今、旅館の面は本当にこれから困ったことだなと思っていますけれども、こういうこともしっかり考えながら進めていかなきゃならないというふうに思っております。

以上です。

委員長（池田 亨君） 齋藤敏一委員の総括質問が続いておりますが、昼食を含めて午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時46分休憩）

（午後 1時30分再開）

委員長（池田 亨君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。齋藤敏一委員。

委員（齋藤敏一君） 引き続き総括質疑を続行したいと存じますけれども、午前中、田辺子市長から、日本一の合宿地ということで、もう携帯電話にも相当な有名選手の名前が入っているということを聞かせていただいて、大変心強く実は感じているところでございます。

しかしながら、関係者は監督、コーチ、選手は相当数いるわけでございます。今まで具体的にどのような監督やコーチに対応してきたのかお知らせを願いたいと存じます。

委員長（池田 亨君） 佐々木スポーツ課長。

スポーツ課長（佐々木辰彦君） 具体的な内容といたしましては、合宿者の各種大会などの活躍に対しては必ず監督と選手本人に祝電を打って激励をしたり、あるいは実業団が目標としている大会、例えば駅伝等に合宿の受け入れ関係者とともに私どもの担当の者も現地に激励に伺う、

あるいは歓迎会や陸上教室を通じての交流というようなことを行っております。

以上です。

委員長（池田 亨君） 齋藤委員。

委員（齋藤敏一君） 先ほども申しましたけれども、石川屋のおかみさんというのがそういった大会には必ず自費で、町はもう何もしてくれませんかから、自費でその大会に行って選手に差し入れ、また激励の言葉をかけて、またそこで写真を撮ってそれをまた飾って、そんなような繰り返しをいつもやられていたようであります。翠月に行っても、翠月も恐らく昔の前田さんあたりはそういった話をしておりました。本当にそういった努力、小さな積み重ねが、結果的には次なる選手、監督、コーチや何かとのつながりになっていくというふうに思います。やはりそういう努力を惜しむことなくやっていただきたいというふうに思います。

そこで質問の3点目でありますけれども、今までお話をしてきた関係をまとめ上げていきますと、やはり合宿の里づくりというのは、土別市にとってどういう目標でどういう構想なのかという具体的なパンフレットは1枚もないんですよね。やはり目標設定というものをある程度わかりやすく知らしめたり、一目でわかるようなものをつくるということが必要じゃないかなというふうに思います。

それが日本一にもなることではないかと思えますし、ただただこの新市の建設計画の計画ですからあれですけれども、それを見ても本当に土別市の重点的取り組み事項の3番目に全国に誇れる合宿の里形成の取り組みということが5行程度載っているだけであります。やはりそういったサフォークランド土別にはきちとした顔がありますし、インダストリー、産業的な開発も含めてあるわけでありまして。また、自動車のテストコースとこう言えば、トヨタ、ダイハツ、ヤマハ、ブリヂストン初め等々を皆さんの企業がこの土別のために自動車関連ということで行っております。そして、合宿と聞いたら待ってくださいよと、絵本の里は思い出しますけれども、合宿の里のそういったパンフレットもなければ、ただただ思い出すがごとくしゃべるだけしかない。やはり構想とか、それから目標設定をきちっとこの際、考えるべき、またそういうものをつくるべきと思えますけれども、この点お伺いしておきたいと存じます。

委員長（池田 亨君） 佐々木スポーツ課長。

スポーツ課長（佐々木辰彦君） 今、委員からお話のようなスポーツ合宿の里づくりの構想とか目標設定というような部分では、具体的な数字とかいうふうなものを持って設定しているものはございません。担当の部局の中で、合宿の延べ人数については1万人を切らないというような漠然とした目標ぐらいしか持ってございません。

委員長（池田 亨君） 朝日教育長。

教育長（朝日 保君） ただいまの御質問に対してでございますが、ただいま課長から申し上げましたとおり、現状では合宿の里についての具体的な構想、数値目標等はとっていないところでございます。

また、受け入れ人数をどうするとか、宿泊施設をどうするとか、そういうような数値目標と

ということになりますと、今の合宿の情勢がどんどん変化する中で、単に行政の問題ばかりではございませんので、なかなかまだ具体的な検討はしていませんが難しいものがあるかと思えます。

しかしながら、合宿の里は本当に土別にとりましてまちづくりの一つの大きな柱でもございますし、土別市の知名度を全国に高め、まちに活力を与える大きな効果があると思われまので、これからも合宿に対応した各スポーツ施設の計画的整備、改修、また、特に来年度はサッカー用に防災センターができるということで、より有効的な活用ができるのではないかと、そういうところを見据えて新たな合宿の受け入れの体制、計画を立てるなど、合宿の里推進協議会とも十分連携をとり意見を聞きながら、将来的な展望を見据えた上、それぞれの情勢に素早く対応できる体制をとっていきたいと思えます。

また、齋藤委員の御質問にもございましたとおり、そのような動きと申しますか、取り組みの状況を市民の皆さんに知っていただくということは、この合宿の里づくりにも非常に大切なことと思えますので、パンフレットの作成になるか、また広報等を活用するか、その辺のいろいろな方法があるかと思えますので、その辺について検討してまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

委員長（池田 亨君） 齋藤委員。

委員（齋藤敏一君） 日本一の合宿の地ということで、どういう合宿の里づくりが一番土別に合っているのか、そういったことも含めて、そういう合宿が土別市民にとって誇れる中身のものであってほしいなというふうに要望しておきたいと存じます。

それから4点目になりますけれども、PRの方法について簡単にちょっとお伺いをしておきたいと存じます。

市民の方からのお話を中心になるんですけれども、合宿の歓迎看板、足だけ写っていて下に名前をこう入れる看板なんですけれども、現在市内に2カ所設置されております。そして、たしかチーム名だけ何か差されるような感じで、今来ている合宿の人たちがわかるというふうなので、それで、市民の方から、やはり監督やコーチやどこの町から、例えば遠いところのどこの町から来ているのか、また選手の人数もどれぐらい、何人今回は来ているのかとか、もう少し具体的にして、有名選手ももし来ているなら有名選手も今来していますよというふうな、そういう看板1枚でも優しい看板がつかれないものなのかお伺いしたいと存じます。

委員長（池田 亨君） 斉藤スポーツ課主幹。

スポーツ課主幹（斉藤英俊君） お答えいたします。

現在、市内2カ所で大通り東五丁目得字洋服店横空き地と総合体育館前で設置しています看板のチーム紹介プレートは縦45センチから60センチ、横で30センチの大きさと、団体名と都道府県名を掲示しております。合宿期間の表示までは可能かと思えますが、それ以上の情報量は現看板の中では難しく、この看板は今年の台風18号による被害を受けまして建てかえたばかりですので、今後の建てかえ時には市民にわかりやすく、また関心の持っていただけるような工

夫をしながら看板を設置したいと思います。

委員長（池田 亨君） 齋藤委員。

委員（齋藤敏一君） 台風18号で看板倒れということでもありますね。プレートをはめ込むだけで、やはり上の方の図柄がどうも気になるんだ。足だけ、こう見えて、その下に名前がちょびっと入っているという、どうせならもっとはっきりした方が上の走っている足だけのところと言われてみれば要らないかなという感じもしますし、何枚ぐらいそのプレートというのがあって、恐らくそれは来ている会社だとか実業団だとか、いろいろな人たちのプレートの名前がもうあるからすぐ差せるようにはなっていると思うんですよね。ですから、そういう情報が入ったらすぐ入れていただいて、すぐまた帰ったら外してもらおうと、そういうふうなやはりもういないのに差してあるんじゃないかという話もありましたから、そこら辺もよろしく願いを申し上げたいと存じます。

それから、道北日報さんにいつもお世話になって合宿の先のPRを実は出していただいたり、合宿地の紹介をしていただいていると思います。合宿コーナーということで大きくどんと載るんでなくて、例えば合宿コーナーってもっと小さくて結構なんですけれども、今、この団体が来ていますよというのをコーナー的に出してもらって、すぐ来ているところがわかりますよね。

それとか、例えば今度の大分別府マラソンには、土別市で合宿をした人が例えば今度の大会に出ますよとか、例えば箱根の駅伝に、土別市でどこのチームとどこのチームが来て合宿していったのかというのはほとんどわからなくて、優勝したときだけはわかって、土別市で合宿したというのがテレビに映ったりしておりますけれども、その前に例えば道北日報さんの記事を借りて、今度の箱根駅伝にはここの大学とここの大学が土別市で何日間合宿をしていった、監督はこの方とこの方、選手はこんな方たちだというのがもし載せていただいたら、本当にみんな興味を持ってそういったテレビを見るのではないかなというふうに思いますけれども、またそういったPRの方法というか、そういうものを新聞屋さんといったって限られたものでありますから、相談して何とかならないものなんでしょうか。

委員長（池田 亨君） 佐々木スポーツ課長。

スポーツ課長（佐々木辰彦君） 今、新聞などを利用して合宿コーナーというようなことを設定してもっとPRをしてはいかがかという話でございますけれども、この辺も過去にもやった経緯がありますけれども、地元の新聞社と御相談をして協力がたがた含めてお願いをしていきたいというふうに思います。

それと、これから陸上大会が多くあるわけなんですけれども、土別に合宿されたチーム、あるいは個人などがそういう大会に出るときに、事前に市民にそういった情報を知らせて、特にニューイヤーとか箱根駅伝等については正月の三が日ということもありますんで、その中でテレビを見られる方が多いと思いますんで、その中で土別合宿に来られたチーム、あるいは選手が頑張っていると応援のしがいもあって、またそのことによって陸上競技や何かにも興味を持っていただけるというようなこともありますんで、これについても、地元の新聞さんにい

ろいろと御相談をさせていただきながら記事掲載、あるいはそのようなことで考えていきたいというふうに思っております。

委員長（池田 亨君） 齋藤委員。

委員（齋藤敏一君） それとPRの関係で、翠月に行くことと見事に写真がきちっと飾られております。いつ来たのか、どんな選手がということで、あのロビーは大したもんだなと思っております。この間、朝日にも行きましたけれども、朝日のサンライズホールは出演した人の色紙、または切符といいますか、それもきちっと色紙が飾ってある。そのような取り組みというのは、重立って言えば2つぐらいかなと思いつつながら、大した、いいなというふうに思うわけでありませうけれども、合宿の里ということになれば、そういうものは例えばいぶきあたりでも催し物はやっても途中で期間が過ぎてしまえば終わってしまいますよね。

絵本の里みたく、先ほども言いましたけれども、やはり合宿の里ということでいつ来ても何千人の要するに写真があったり、名前はプライバシーがあるからどうか分かりませんが、そういうふうないろいろなものがそこに合宿の里だというなら、やはりそういうものをやっただろうかというふうに実は思っておりますけれども、そこら辺をまずお聞かせ願いたいことと、それから、きょうは朝日の助役は来ておりませんが、朝日の方に聞きますと、監督とコーチとの懇談会を必ず年1回開催するというので、そこでいろいろと話し合って意見交換会やら次なるつながりとか紹介とか、そういうことをやっておられるというふうな話も聞きました。

また、有名選手も含めて、朝日に今まで来た人たちの名簿がびっしりと保管してあるとも聞いております。そういったことが実は重要なことであるなというふうに思っておりますけれども、土別の場合も、先ほど申しましたけれども、やはり2～3年たったら選手もコーチもかわっていく。日本陸連もそういうふうな心配事を実はして、お話ししていた経緯も実はあります。担当者がかわれば、おのずとかわると。そうなれば、1年に1回でもそういう簡単なそういうものをセットすることが、そちらの方が次に全く来なくなるよりはつながりが持てる。そして、ましてやそういう写真等がきちっと一堂に会して飾ってあれば、必ずそこにまず立ち寄ることになるわけでありませうから、歓迎する意味でも、前に来た写真がそこに飾ってあれば、これはもう言葉以上にありがたい話になるわけでありませうけれども、そういった考え方についてお伺いをいたしておきたいと存じます。

委員長（池田 亨君） 佐々木スポーツ課長。

スポーツ課長（佐々木辰彦君） 今、お話がございました翠月及びサンライズホールとお話ですけれども、両施設について、そういった利用者を受け入れる施設ということでお話のような取り組みができるのかというふうに思いますけれども、市内に合宿される旧土別市の場合について言えば、昨年ですと121団体が合宿に訪れて、その全部を写真を撮って掲載するとした場合には、掲示する場所、あるいはそれにかかる費用などがというような問題でちょっと難しいのかなというふうな考えを持っております。

似たような取り組みとして、去年ディスタンスチャレンジ大会というのがございまして、その競技データというのは日本陸連さんのオフィシャルカメラマンが撮ったデータをお借りして、昨年、生涯学習センターいぶき2階で年末から今年の9日ぐらいにかけて24枚ほどを展示して、生涯学習課の方から御報告を受けているのは230名程度が見られたというようなこと、そういうような取り組みも実際しました。本年度も、そのことについては実施していきたいというふうに考えております。

それと、そのほかに、言われたように、どのような取り組みができるかというようなことも考えていきたいなというふうに思っております。

それと、朝日の歓迎会の部分については、過去にやっていたというような話だけは聞いておりますけれども、その中身についてはちょっと私の方では掌握はしておりません。

それと、名簿の関係ですが、平成10年からはパソコンや何かの普及とかもありまして、各チームの選手名簿というかデータについては管理をしております。それ以前については、昔ですとペーパーとして残っているかなという程度だというふうに思っております。

委員長（池田 亨君） 齋藤委員。

委員（齋藤敏一君） 人数が人数ですから大変だというのはわかりますけれども、とりあえずきちっと整理をして、やはりスポーツ合宿の里づくりに向けて方向性をつくっておいていただきたいというふうにお願いを申し上げておきます。

次に、道立総合スポーツセンター構想についてお伺いをいたしたいと存じます。

かいつまんで経過だけまずお話ししますと、御承知のとおり道立総合スポーツセンター構想というのはいつ生まれたのかということでありまして、この始まりは、平成8年3月と4月と5月に、駅南地区、観月地区、南町地区の3地区から要望書が上がりまして、総合スポーツセンターの建設場所についての陳情でありました。総合スポーツセンター建設場所について、特別委員会を設置しということでございます。委員長は齊藤 昇委員長でありました。その後、この3つの建設場所が取り下げになりまして、同時に総合スポーツ施設検討特別委員会を平成8年3月25日に設置して、12回の委員会を開催しています。

12回の開催をしまして、最後にその陳情が結局取り下げになりましたから、委員長報告だけで終わっております。そのときに、初めて委員長報告の中で「道立総合スポーツセンター誘致に向け運動を展開されているところであり、これが実現のため、なお一層努力されるよう望むものであります」という結論が平成9年12月22日、委員長報告で終わっているわけでありまして、このときに初めて道立という言葉が出たわけでありまして、そして、道立に向けて動き始めた。それがもし、このときに3地区は道立総合スポーツセンターでいいんだと、南町も観月も駅南もということで、ここからちょうど8年目を迎えていることになるわけでありまして。

それでまずお伺いしたいのは、期成会が実は設立されました。期成会がつくられて、今までどんな活動がなされて、今現在はどんな状態であるかをまずお知らせを願いたいと存じます。

委員長（池田 亨君） 鈴木企画振興室長。

企画振興室長（鈴木久典君） お答えを申し上げます。

平成9年に市内の各種団体、市、議会、商工会議所、青年会議所、これらが中心となって期成会を設立いたしました。平成11年に広域の取り組みが必要ということで、上川、それから留萌、宗谷、当時は全部で43の市町村がありまして、これら全部の協力をいただきまして期成会を立ち上げております。それ以降、毎年、道、あるいは道教委、道議会、道体協、これらに要望活動をしてきておりまして、去年、道の方で社会資本の重点化プランというのが示されまして、今回の道の財政状況等々を勘案したときに、体育施設の整備というのがCランク、優先度が低い事業ということで位置づけられたりもいたしておりますもので、昨年、それから今年については、要望活動は休んでいるという状況でございます。

委員長（池田 亨君） 齋藤委員。

委員（齋藤敏一君） ここに新市の建設計画というのがありますよね。期成会として道立の総合スポーツセンターということで、本来ですと新市の建設の中で入れるというのが筋ではないかなというふうに、また、ここで計画の中に載せるというのが、ここに載せんかったら計画の中に絶対載らないということになるわけなんですけれども、意図して載せなかった理由というのは何なんですか。

委員長（池田 亨君） 鈴木企画振興室長。

企画振興室長（鈴木久典君） お答え申し上げます。

このたびの合併に伴います新市の建設計画の策定におきましては、当初、土別といたしましても、道立総合スポーツセンターの誘致という形で計画に盛り込ませていただきたいということで、道との協議を続けてまいりました。この協議の中で、道立という冠をつけておけば、道としてはこの計画期間内に道立のスポーツセンターを建設することを認めるということにつながるという判断で、今回はこの道立という冠を外して総合スポーツセンターの整備という文言でこの事項を整理してきた経過がございます。

ただし、この計画におきましても、道北圏域におけるスポーツ活動の中核施設という表記をさせていただいております。道立という土別市の基本的な考え方は道の方には伝えてございます。また、市長からも事あるごとに道の方へはその考え方を伝えている状況でございます。

以上です。

委員長（池田 亨君） 齋藤委員。

委員（齋藤敏一君） 結局、道としては道立を使わないでくれと、簡単に言うと。それで、市は道立はここから消したと。そして、今後は道立と言わず、ただ総合スポーツセンターという名のもとで陳情をお願いしたいということでもありますけれども、例えば、まず管内の43市町村にその期成会があるわけでもありますけれども、2年ぐらい休んでいて、ましてやこの「道立」がなくなるという、名前がなくなる。まずその点というものは、期成会の必要性というのはいらなくなってきたのではないかなと思いますけれども、そのまままだずっと休んで置いておくん

ですか。

委員長（池田 亨君） 鈴木企画振興室長。

企画振興室長（鈴木久典君） お答え申し上げます。

北海道でも、長期総合計画の中でこの天塩川流域というのはスポーツ合宿のステージづくりという地域に一応掲げられておりますので、そうした面では、広域的な取り組みというのが、今後この地域では特にスポーツ振興ということテーマにした地域振興というのが大切な事項になってくると思いますので、この期成会については、あくまでも道立という形で今後とも継続して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

委員長（池田 亨君） 齋藤委員。

委員（齋藤敏一君） 結局そうしたら土別だけではなくて、釧路とか釧路の総合スポーツセンター、それから帯広の道立スケート場だとか、綱引きをしておりましたよね、たしか。釧路も、そして帯広も同じようなことになっているのでしょうか。

委員長（池田 亨君） 鈴木企画振興室長。

企画振興室長（鈴木久典君） お答え申し上げます。

帯広市につきましては、お話しのとおりスケートリンクということでこれまで要望をされてきておりました。釧路については、土別市と同じように総合スポーツセンターということで道に対して要望をされておられます。

帯広につきましては、地元の方で一定程度の資金を準備する中で、このスケートリンクの実現については実行していくというようなお話も聞いておりますし、釧路の方につきましては、また違った制度を活用する中で、総合スポーツセンターが実現できないかどうか検討しているというふうにお聞きをいたしております。

以上です。

委員長（池田 亨君） 齋藤委員。

委員（齋藤敏一君） 結局、「道立」という文言を道は消したわけですね。釧路も消したし、帯広も消したし、土別も消したと。財政上の問題で、これだけ厳しい赤字再建団体のところまで来ているのに、事業を載せるということになれば検討しなきゃならないですから、道立という名のもとで。ですから、この際、「道立」という言葉を消していただければ事業に載せないでいいと、検討もしないでいいということと同じことではないかと思えますけれども、その辺もう一回確認させてください。

委員長（池田 亨君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君） 私も、市長になってから実際にこの具体的な動きに入ってきたわけで、経過はよく知っておりますけれども、申し上げますけれども、43市町村が結束をして、この道北というのは、道東等から比較をすると6つの経済圏域の中でも一番弱いところだと。道東にはどんどんと道立のものが建っているじゃないかという。なぜ道北がこんなに弱いのかというところから始まって、当時の上川支庁長を務めておられました真田さんともいろいろな話にな

りまして、当時、真田さんも副知事にもなった方で、その後のことですけれども、学校3つぐらい大きなやつを建てたら道立スポーツセンターが建つじゃないかと、やりましょうと。大きな話としては、今、旭川から稚内までの間で名寄と土別がうんともっと元気出さんかったら、その中間はもう全部過疎で塗りつぶしたようなものになってしまう。頑張らんきゃと、こういう当時の上川支庁長、真田さんもそういう意気込みで我々をバックアップしてくれておりました。

私もそういうことで、道との協議の中でもだんだんと道央が単独で全部丸抱えでやるということは非常に難しいというような傾向にもだんだん変わってきて、そのことでずっと固執してやっていくということになれば、道としても非常に大変なんだということは我々は聞いていたんですけれども、その当時、あの管内の道議会議員の先生方とも私は話をしたんですけれども、絶対おりんでくれと。この道北は、言ってみれば道東から見て本当にそういうものが、当時あったのは旭川市の道立の美術館ですね。あれしかないんですよ。ですから、何としてもやはりこの道北地帯に北海道のスポーツの競技力の向上と健康づくりのために、せっかく合宿の宿泊地までつくっているわけだし、そういう指導者を強力に養成していこうということと、それからスポーツはただやればいいものではなくて、体にむしろ害になるんで、順天堂大学とのつながりも濃いわけだから、スポーツ医科学を取り入れたような、そういう新しいこれからのスポーツをつくり上げていく、そういうものをやっていこうという。

ところが、道の方も今の財政状況からでは大挙して陳情団が来ていただいても、なかなかいい答えが出るような状況に今ないということで、しばらくそういう中でそろっていらっしゃるのはなるべく控えていただけないだろうか。私どもも、それはそうして事情はよくわかるけれども、一步も私はこれは下がるということとはできないと。それは道議会議員のこの管内のみんなの声でもあるということで、私は道立という看板は絶対下げませんと。ただ、大変だということについては、これはもう十分わかるんで、大変な時期がいつ、じゃ、カンバックできるんだろうかと、戻るんだろうか、それまで私どももじっと我慢をせんきゃならんけれども、やめましたということは言いませんということなんですよ。

それで、私は金のないときには、考えることはやる仕事があると。だから、建てられるような環境になるのをいつか私はわからないけれども、それまでの間に6つの経済圏域の振興策を道はこれから考えるんだから、その中にどういうものをこの道北につくっていくのかという意味では、道立総合スポーツセンターの理想的なこれからのスポーツ振興の計画の中に組み込んで考えてもらいたい、発想してもらいたい、そういうことをずっと言っているわけです。

あと、釧路とそれから帯広、私もしょっちゅう会っているいろと今まで話してきたんですけれども、帯広の場合はアイスアリーナの世界大会でどうしても急がれるということで、今の道の要望の中にいたんでは前へ進めない。でも、自己資本は物すごくかかるんだと大変な状況にあることを市長もこぼしていましたが、おりたと。それから釧路も、あそこの場合は言っちゃあれなんですけれども、まちづくりという単なる人口が20万人をどんどん切ってきた

と。それで、あそこはラムサールのサミットをやるときにホテルを随分つくっちゃったんですよ。全日空ホテルだとか、ホテルがみんな閑古鳥が鳴いているというんで、ただ、人を誘導的に迎え入れるために道立スポーツセンターをという、そういう発想から発進しているということであって、これではなかなか単独で何かを考えなかったら、これは道としてもなかなか、ただそれだけで物をつくるというのは、ただでさえ道東に物が集中しているのにということになると非常に難しいと。

今、それから石狩市もあったんですが、今、石狩市は札幌市の傘の下だということになれば、最後はやはり土別市が歯を食いしばって今も離れないで、しかも行く都度にこの話題をして、今の段階では道の財政からいったら、全く動きがとれない道の状況にあると。でも、我々は長い歴史の中に道北の振興のためにこれはあきらめませんということで、お金ができたやれる時期があったときにはまた一緒に考えて前進させたいものだということで、今、話はそういう状況になっておると思います。

委員長（池田 亨君） 齋藤委員。

委員（齋藤敏一君） あきらめませんということはわかりましたけれども、また、それとやめましたということは言いませんということであります。

しかし、残念なことが1つあります。それは、名寄にカーリング場が建設されてオープンするということであります。これは、やはり土別市にとってはオリンピック選手2人も出していて、名寄市に18年度にオープンするということになったら、それがまた名前が道立なんですよ、あれも。なぜ名寄市に道立のカーリング場、いじけているわけではないんですけども、道立のスポーツセンターということで私たちは来たんですから、その中の一番メーンは何と云ってカーリング場と武道館ですよ。それが単独のカーリング場だけ持っていかれたら、土別のそうしたらカーリング場は一体どうなるんだという問題も出てくるわけであります。ですから、そこら辺のなぜ名寄市がカーリング場ができたのかという問題で、知り得る範囲教えていただきたいことと、もう一つは、それは釧路なんですやっぱり。

釧路は結局、もうそこに頼っていてもしょうがないということであきらめて、国土交通省の公園整備事業の中でそれをやろうという考え方で変更したんですよ、うわさでは。うわさの域を超えてないかもしれませんが、はっきりもう割り切っちゃって次にステップした方が、その方が向こうは得策だというふうに思って、そういうふうに行ったんじゃないかというふうに思われますが、土別はそうしたらやはりあきらめません勝つまではではなくて、とれるまではとかという理屈になっていくのか、そこら辺をもう少しお話をいただければ納得するところまでいくかという問題なんですけれども。

委員長（池田 亨君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君） 隣町のことについて余り言及するのもいささかどうかなと思うんですけども、カーリング場は、今、齋藤委員がおっしゃったように、年来の私どもの対応していたものであります。ただ、残念なことに、あそこは公園と一体である問題がセットされていると

ということなんです。私も道に行ったときに、島さんがカーリング場の話をとうとうとするもんだから、私の土別をさておいて余りカーリング場の話を気持ちよくしゃべられても、私も側では気持ちよくないですねと、道の役員の前でそこまで言ったこと。

ただ、残念なことに、土俵がないということの悔しさだったですね。

(「土俵がない」の声あり)

はい。名寄市がもう既に道立公園というのは以前からもう決まって、その中に土別が構想しておいたものが新しいその公園の一部としてあれがつくられたという。でも、それを阻止するとかどうのじゃなくて、なかなか土別はそれを今、土別が早くから計画したものだということは、これ言えなかった。

それから、釧路の今、話になったんですけれども、釧路もこれは単純に、さっきも言ったように人集めということが中心で、やはり公園絡みなんですよね。だから、スポーツ施設だけをただ構想していくということだったらあれはできないことだと思うんですが、たまたま広大な公園とセットした中での一つの位置、核をなすものというふうな、そういう認識で進められているんですが、土別の場合は、そこまで大きな広大な発想で大公園を今つくりますというようなことも、これはなかなかちょっと難しい問題があるというふうなことから、釧路はまたそういう進み方で変わってきたという経過は、それは私も承知はしているわけです。土別にはそれは当てはめるとなると、なかなか大変なことであると。それは御理解いただけるとっております。

委員長(池田 亨君) 齋藤委員。

委員(齋藤敏一君) 今いろいろと聞かせていただきましたけれども、結局はこの道北の中では道立という言葉は、また道立のそういう施設、また総合スポーツセンターというそういうものは残してまだしばらくは働きかけをしていくんだと。さらには、「道立」を外した、決して断念はしないけれども、まだやっていくんだといういろいろありますけれども、やはり期成会あたりを1回開いて、私はそこできちっと整理をして再出発するぐらいの意味合いを、これは答弁は要りません。今、聞かせていただきましたから。それぐらいのことをきちっとして、道の800億円の赤字を目の前にされたら、これは無理なことははっきりしているんですから。だけど、期成会をきちっと開いて、それで今後の対策を考えていただきたいことを要望しておきたいと存じます。

それから、結局、さっきお話しました、最初に体育館の話を少しさせていただきたいと思いますが、総合体育館でありますけれども、平成8年の年でありますから、もう数えて9年目、もうちょっとで10年になるんですよね。陳情が出て、体育館、総合スポーツセンターをつくらうなんていう声が出て9年になりますよね。それで、総合体育館の改修といいますか、相当傷んできているなというところが、床の傷みじゃないかなというふうに思います。もう傷みってすき間があいたり、それから、きしみが入るとききし、傷も相当なってきた、結局はフローリングも薄くなってきたような状態でありますよね。

まだまだ使えると思うんですけども、改築にかかわるそういったフローリングだとか耐用年数はどれぐらいなものなんでしょうか。

委員長（池田 亨君） 佐々木スポーツ課長。

スポーツ課長（佐々木辰彦君） 耐用年数については60年程度というふうに伺っております。

（「フローリング」の声あり）

委員のお話しのとおり、床も31年ほどたっておりますんで、やせてきてすいている部分とか傷とか、あるいは反り、あるいは下地との剥離の部分があって、きしみ等があって、改修をある程度急がなきゃならないような状況になってございます。

委員長（池田 亨君） 齋藤委員。

委員（齋藤敏一君） やはりそうなんですよね。きしんで音がするようになってきているということになれば、全面的にやらなきゃならないと思いますけれども、今後の改修計画といたしますが、そこだけではないと思いますよね。そして、総合スポーツセンターはまだちょっと先の話になってまいりましたから、やはり今の体育館をきちっと使っていくということになれば改善計画的なものがあるかと存じますけれども、今の段階ではどんな考え方しているかお知らせをお願いしたいと存じます。

委員長（池田 亨君） 佐々木スポーツ課長。

スポーツ課長（佐々木辰彦君） 先ほどから再三出ております、スポーツセンターというものの建設状況といたしますが、その兼ね合いで微妙な調整が必要になるかというふうに思いますけれども、現実に利用している方の不満というものもありますので、それと総合体育館については、体協さんの指定管理者制度というような部分ももう視野に入れておりますので、何もしない状態で引き継いでいただけるのは難しいのかなというふうに考えております。

それで、現在は建築課の方といろいろと協議をさせていただいて、その中で改善計画を作成して、改修を含めた体育館の適切な管理をしていかなければならないというふうに考えておりますけれども、これから改善計画では新年度のヒアリング等で内容を煮詰めていくというような状態でございます。

委員長（池田 亨君） 齋藤委員。

委員（齋藤敏一君） 今の総合体育館がここから見えますけれども、同じ程度の体育館を建設すると、広さもちょっとあれですけども、どれぐらいになるのか。平米数とそれから金額と。

それで、ついですから聞いておきますけれども、総合スポーツセンター、道立の場合には38億円でしたよね、総額がたしか。これがどれぐらいでなるかということと、それから、起債等の充当については過疎債、それから、過疎債がもし使えない場合は一般しかないですけども、過疎債は使えるのか使えないのかということ。それから、合併したんですから合併特例債みたいなそういうものには対象になるのかならないのか、そこら辺ちょっと教えてください。

委員長（池田 亨君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） 今の関係の質問に財政の方からお答えします。

総合体育館、今の規模は3,400平米ですので、仮に平米単価35万円程度といたしますと、建築費で大体12億円程度はかかろうかと考えております。

それで、その財源的なものですけれども、活用できる補助制度が今のところ余りありませんので、委員おっしゃったように起債に頼るといことになります。そこで、交付税上、有利なものであります過疎債、これの対象になるのかというお尋ねですけれども、一応メニュー的には体育館は対象とはなりません。ただ、過疎債となりますと国の方との直接協議ということになりまして、過疎債の場合、今、国の方も過疎債全体を減少していつている傾向にありまして、12億円という大きな金額となりますと、かなり前から事前協議が必要となりますし、恐らく単年度の許可というのはかなり難しいのではないのかなというふうに考えております。

それと、過疎債を活用いたしますと95%の充当ということになりますので、12億円のうち95%を充当しますので、残り5%、約6,000万円がその建設年度の市の負担ということになります。それと、過疎債の場合、償還年限が短いものですから、元金を9年間で償還することになります。そうしますと、年に大体1億5,000万円ほどの償還ということになりまして、交付税で7割が返ってくると言っても、かなり財政的には大きな負担になるのかなというふうに考えております。

あと、次に一般単独を活用するということになりますと、こちらの方は国の制限等は特にないということですので、借り入れはできると思えますけれども、75%の起債の充当、そうなりますと建設時に3億円ほどの一般財源が必要になると。残りの償還についても交付税上の措置がないということで、今の財政状況を考えるとかなり厳しいのかなというふうに考えられます。

それと、合併特例債の関係ですけれども、基本的にはこの施設はだめだというようなことはないわけですけれども、合併前に互いに持っていた施設を一体化すると。例えば朝日であった体育館、それと土別である体育館、これを一本化して行財政の効率化になると、そういう合併効果があらわれるような場合とか、あとは新たなまちで一体的に新たな事業を起こす場合、そういったものには活用できますので、活用はできるんですけれども、今のように例えば単なる建てかえといったものについては合併特例債上の対象にはならないと考えております。

それと今、起債対象となる建設事業だけで御説明いたしましたけれども、12億円程度の建物となりますとかなり大きな起債対象外と、それは全部市の一般財源というようなことになろうかと考えております。

以上です。

委員長（池田 亨君） 齋藤委員。

委員（齋藤敏一君） よくほかの町に行きますと、体育館2つ並んでいるんですね。それはどうして2つ並んでいるかということ、大きな大会をするとサブの体育館が必要になってくるんですよ。1つの体育館では競技をやりますし、手前のサブ体育館でいろいろな練習をしながら本番に向けるとか、大きな大会になればなるほど、そういう2つの効果というのは、1足す1は3にも4にもなるというのが実はあるわけで、そういうのがなければそういう大会は持ってこ

られないような状態だというふうに言われております。

ですから、仮に今の体育館も残しながら、後ろ側に図書館があったところが同じだけの面積のものが例えばそこにあった場合に、一体的な、一体的ですよ、サブですから。一体的な体育館として連動した、ましてや合宿では必ずや使えるようなものになっていくだろうし、そういうサブ体育館、これがサブになって本体育館、そういうふうな考え方というのはできないものなんでしょうか。

委員長（池田 亨君） 佐々木スポーツ課長。

スポーツ課長（佐々木辰彦君） 先ほどの道立スポーツセンターというような兼ね合いから、新規につくるとか、サブ体育館をつくるというような考えは、今の現時点でスポーツ課の方では持ってございませんので。一応そういうような構想は考えて今のところはございません。

委員長（池田 亨君） 相山助役。

助役（相山慎二君） 今、体育館の関係で、仮にというお話だったと思います。ただ、今ちょっと議論がいろいろありましたけれども、現在の体育館そのものも、今、道立総合スポーツセンターの問題については将来的な課題になるだろうと。さっきは3～4年、5年程度の中で解決するような状況にはなかなか難しいのかなということをお考えますと、今現状ある体育館をどうやって有効的に活用していくかということになるわけでありましてけれども、今お話もありましたように、あそこの改修をどうするかというような問題が少し優先課題になるのではないかなというような状況からいたしますと、今、確かにその構想としては新たにできている体育館というのは本アリーナとサブがあるというのが芦別なんかもそうですけれども、そういうような形になっているという状況からすると、理想は確かにわかるんですけれども、現状としては、少し今、市長からもお答えした道立総合体育館ということについては、実現に長い時間かかるかもしれないけれども、向けて努力していかなきゃならん。一方では、今ある体育館というものの改修をどうやってやっていくのかということについては、教育長の方も近々のうちにどういう方向がいいのかということについては検討して、こちらと協議をします。これは、どの程度をかけてやるのかということもありますけれども、そういうこともありますので、今、仮にという話でございましたけれども、今の財政状況等々から言って、新たに建てて、さらに今の体育館を改修するという形についてはちょっとなかなか難しいのかなというふうに考えております。

委員長（池田 亨君） 齋藤委員。

委員（齋藤敏一君） もう一つ聞かせてほしいんですけれども、経済部長に聞かせていただきたいんですけれども、図書館のところの跡地は中心市街地の範囲内ですか。

委員長（池田 亨君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君） 端的に申し上げますけれども、入っておりません。

（「ない。わかりました」の声あり）

委員長（池田 亨君） 齋藤委員。

委員（齋藤敏一君） 最後の質問を簡単にさせていただきます。

11月20日に東京国際女子マラソンがございまして、高橋尚子選手が復活の優勝を果たしたということで、合宿の町土別にとっても、この思いというのはもう本当に喜びにたえないところではないかなというふうに思います。その後、テレビを見ていましたら、七飯町に行くんだという話が聞こえてきました。その後、テレビを見ますと、今度はスポーツ教室で子供たちと一緒に七飯町で交流をしている姿が実は放映されておりました。本当に高橋選手というのは土別にとって思いが深いし、子供たちとの交流だとかというものもぜひとも土別でやっていただきたいなというふうな思いと、やはりこれで優勝して今度はオリンピックにまた再度行くということで、何とか土別に迎えてみたいものだなというふうに思っている聞いていましたけれども、なかなかそういったつながりというのはないわけでありまして、本当は市長の携帯に高橋尚子さんの電話番号が入っていれば、それでまた来てくれないかというふうな、それは別としまして、やはりそういう合宿の中ではそういう思いが土別市民は強いということでもあります。

七飯町の話は教育委員会の方で聞かせていただきたいと存じますけれども、市長の方から、最後に高橋尚子選手の優勝にかかわる思いを若干触れていただければなというふうに思いますので、むこう先をお願いします。

委員長（池田 亨君） 佐々木スポーツ課長。

スポーツ課長（佐々木辰彦君） 今、お話ありました七飯町の催しに関係は、私の方から企画の財政課ということが担当しているということで、電話でちょっとお話をさせていただいたんですけども、3年前から企画が決まっていたというようなことで、担当の係長に詳しく聞こうとしたんですけども、費用とか一番肝心なことも聞きたかったんですけども、どのような経緯で招いたかというようなことはなかなか企業秘密といいますが、そういうような扱いで詳しくはお話しただけませんでした。

ただ、本人がちらっとにおわしていたのは、某大学の陸上競技部の出身ということで、その辺のつてから今回の教室とトークショーなんかを実現したのではないかというふうに思っております。

委員長（池田 亨君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君） 土別の最大のセールスポイントというのは、ここに私はあると思っております。本当に得意満面で合宿の里、あるいはスポーツの人づくり、まちづくりステージを広げているのは、土別はやはり全国的にもおかげさんで皆さんの熱い思いが集結されているからだと。その中に、特にオリンピックの金、銀、銅は全部土別市に集まっていると。

すらすらと私が一番最初には、最近では野口みずきであると、それから高橋尚子だと、それからその前は有森裕子だと、増田明美も第2のふるさとと言っていますと、こういう町は、私は全国にはないと思いますということで話をすると、土別のまちというのはどうしてそんな人方が来るんでしょうかと、まずそういう質問が素朴に返ってきます。ですから、私はそのときに、人を大事にするまちだからと。それから、ふだん途切れることのない人脈として、人を大

事にして一過性のつき合いで終わらせない、これが大事なセールスポイントになっていくと。

それで、私も先ほどから別海町の相山夫人のお話も聞いておりましたが、私も以前から、あの方は細腕繁盛記、あの母さんそのものだと思っておりました。あとちょっと病気されて、それで残念なことになっていますけれども、真木 和は小さいときからお母さん亡くして母親がいないので、あの別海町の相山母さんが親がわりということで、オリンピックに行くときも京都にみんなでお祝いに私ども行ったときに、別海町の相山夫人も来ていて、もう母さんそのものの親子のような感じだったのが、あれがやはり合宿につないでいく道なんだなと思っています。

土別も某旅館と言っておきますけれども、マラソンに選ばれなくて傷心の傷ついた気持ちをいやしにそのホテルまで来て、父さん、母さんと食事をして、それから御主人もそのときについて私ども市役所に来ましたけれども、ああいうことがやはり私がこんなに苦しいときに土別に行ったら本当に温かくみんなが私の話を聞いてくれるし、優しく包んでくれると、そういうまちに土別があるし、これからもそれをなくしちゃだめだというのが大事なことだと思っています。

以上です。

委員（齋藤敏一君） 終わります。

委員長（池田 亨君） ここで、午後 2 時 45 分まで休憩いたします。

（午後 2 時 3 5 分休憩）

（午後 2 時 4 5 分再開）

委員長（池田 亨君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。寺下委員。

委員（寺下 亘君） 総括質疑をさせていただきます。

私は、国民保護法について質問をさせていただきますが、関連がありますので、初めに、土別市自衛隊父兄会に例年 7 万円の補助が出されております。自衛隊父兄会というのは、何名ぐらいで組織されていて、どんな活動をしておられるのか、まずお知らせをいただきたいと思えます。

委員長（池田 亨君） 有馬市民部次長。

市民部次長（有馬芳孝君） お答えをいたします。

まず、会員数でございますけれども、自衛隊父兄会の一般会員が 90 名、賛助会員 27 名、これは 17 年 4 月 1 日現在の数字でございますけれども、117 名によりまして構成をされておりまして、土別市出身の自衛隊員の慰問でございますとか激励、それから会員間の親睦、福祉の増進、自衛隊の募集に関する協力などを事業として行っているところでございます。

委員長（池田 亨君） 寺下委員。

委員（寺下 亘君） 昨日、文化センターで自衛隊募集の受け付けと説明会が行われたようであります。地方自治体は、この自衛隊の募集等に協力することが一応義務づけられているのかなというような感じがしますが、これには市職員も当然手伝っていると思います。昨日は何人くらい来て、どんな説明会であったか、わかれば教えていただきたいと思います。

委員長（池田 亨君） 有馬市民部次長。

市民部次長（有馬芳孝君） お話のように、法定受託事務ということで市として協力するということになりすけれども、昨日の関係につきましては会場の提供ということでございまして、直接市の職員がかかわって受け付け関係とかをすることではございません。

それで、内容でございますが、残念ながら、昨日の関係につきましては、募集に関しましてはゼロということで名寄の方から聞いているところでございます。

委員長（池田 亨君） 寺下委員。

委員（寺下 亘君） 今、大きな国際的な問題になっているイラクに対して、土別からも恐らく自衛隊、土別出身の人がどうか分かりませんが、かなり派遣されているのではないかなというような感じがします。そんなのがわかれば教えていただきたいのと、名寄なんかでは黄色いハンカチなどといって、無事に帰還することを願った運動など等をされておりますけれども、自衛隊父兄会の中ではそういう活動などはやられているのかどうか、わかれば教えてください。

委員長（池田 亨君） 有馬市民部次長。

市民部次長（有馬芳孝君） 出身の隊員がいるということになりますと、関連をしてそのような派遣がもしございましたとすれば御案内いただく中で、家族等が行っているというふうにも聞いております。

ただ、何名かというところまではちょっと私どもの方も掌握をしてございませんので、土別市出身の自衛隊員というのが180名以上の隊員がいるというふうには聞いておりますけれども、その中で実際の派遣云々につきましてはちょっと掌握できるところでございませぬので、御理解をいただきたいと存じます。

委員長（池田 亨君） 寺下委員。

委員（寺下 亘君） 実は、この自衛隊父兄会の方から、私は一時抗議を受けた経験があります。

それは、今から11年くらい前になりますか、私が初めて市会議員に当選したときに、ルワンダに自衛隊が初めて派遣された。ルワンダに派遣されたことに対して、私が土別市出身の父兄の方で心配されている方がいらっしゃるという話をしたところ、そういう事実はない。寺下 亘はうそを言ったといって、自衛隊父兄会から抗議を受けた経験があります。土別市出身の父兄というのは、ただ土別にいるだけではなくて日本全国に散らばっているわけで、いろいろな方法からそういう情報を入れて私はそのことをしゃべったわけでありすけれども、土別市内には、そういう自衛隊父兄会の中ではそういうものは一人もいなかった。だから、寺下 亘はうそを言ったんだ、そういう抗議を受けた経験があります。

私は、その点については、あなた方が自衛隊父兄会としてそういう調査をやったんですか、基礎調査じゃないですかと。それは、ただ単に土別市だけの問題でなくて、これは国会でも大きな問題になるような事柄だと。そういうことで、これ以上追及するのであれば国政上の国会で問題にしますんで、異議があるんだったら言ってきてくださいと言ったら、一応それで終わったんですけども。

実は、12月9日に土別市の女性の方々が憲法9条を守ろうということで署名運動をやったときに、ある人が日本は当たり前前の国にしなきゃならんなど。おれの息子は命がけでイラクへ行っておるんだと。憲法9条を変えるななんていうことではなくて、当たり前前に戦争できる国にしなきゃならんというような発言がされていたと、そういう事実があります。

そこで私は、自衛隊父兄会というのはそういう平和運動や何かに対して圧力団体なのかということを感じるんですけども、自衛隊父兄会のそういう規約の中では何か記されたものがあるんでしょうか。

委員長（池田 亨君） 有馬市民部次長。

市民部次長（有馬芳孝君） 規約の中には、そのような圧力団体というような項目があるというふうには理解をしてございません。

先ほど申しあげましたような事業を行ってございまして、会員の研修でございましてか相互扶助の関係、そういったことを目的の一つともしてございまして、その会員の方々の中にはいろいろな考え方をお持ちの会員の方もいらっしゃるの、寺下委員御指摘のこととございまして、事実でそういうお話があったのではないかとこのように考えておりますが、あくまでも憲法等の関係につきましては、平和の中でそれぞれ規定をされている最高法規ということもございまして、その中で自衛隊というものも位置づけられておりますので、今後さまざまな国民的な議論も今されようとしているところでございまして。

そのような中で、自衛隊父兄会といたしましては相互信頼とか、ただし、その中には防衛関係とか国民の生命とか財産関係のことにつきましても、そういう思想の関係とか啓蒙、普及の中には、国を守るという従来からの領土、主権、あるいは国民を守るという中でのお話の中心といたしまして活動が行われているというふうに考えてございまして、決して平和に関する圧力団体というようなことではないというふうに考えているところでございまして。

委員長（池田 亨君） 寺下委員。

委員（寺下 亘君） さっきの小池委員の質問にもありましたように、土別市は非核平和都市宣言のまちと、そういう本当に平和を願うという多くの市民のまちの中で、そういう事態が起こるといことは非常に私も残念に思いますし、そういう団体に市が補助金を出していると、この点についてもぜひ御意見も伺っておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長（池田 亨君） 安川市民部長。

市民部長（安川登志男君） ただいま担当次長の方からお話を申しあげましたとおり、憲法9条にかかわっての話はあくまでも会員の個人的な意見であって、自衛隊父兄会としての意見とか、

そういったことではないというふうに私どもは理解しております。

私どもが自衛隊父兄会に対して補助金を出しておりますのは、そういった会員の親睦ですとか自衛隊員に対する激励、慰問ですとか、そういった部分での側面的な活動を全体的にやっていくというような形の中で、もちろん先日ありました隊員の募集事務への父兄会での協力ということもございます。という範囲の中であって、あくまでもそれ以外のそういった発言は、自衛隊父兄会を名乗ったかもしれませんが、それはあくまでも個人の発言だというふうに考えておまして、会員の中にそういう考えを個人的に持っていた者がいたものというふうに私どもは理解しておまして、この父兄会に対する補助金については今後も内容等、事務事業の部分でのチェック等はしていきますけれども、今後も継続をしていきたいというふうに考えております。

委員長（池田 亨君） 寺下委員。

委員（寺下 亘君） そういう事実があったということを、まず記憶にとどめておいていただけたらと思います。

次に、国民保護法について質問をさせていただきたいと思います。

質問に入る前に、ちょっと失礼な言い方かもしれませんが、先日12月8日に載った北海道新聞の記事、市長もごらんになりましたでしょうか。昭和の惨劇に学べ、時代超え響く警鐘ということで、野中広務さん、元自民党の幹事長の方、それから作家の保阪正康さんという方が対談をしている。12月8日という今の時点で、戦後60年たって何をこの方々が考えているかということ。

（発言する者あり）

そうです、そうです。いや、そのことだけではないんです。今の状況について野中広務さんが、私は本当に大した人だなと思って感心したんですよ。

それで、実をいうと、野中さんが言っておることは、テレビだけじゃなく新聞も雑誌も論説で批判を述べなくなった印象があると。戦争問題やイラクの問題に対して、そういう状況があると。権力や国民におもねる形で論調を構成して、みずから進んで一本化している、非常に危険だと思いますということを書いている。

もう一つは、戦争の問題について保阪さんがこんなことを言っています。泣きながら逃げてきた何人もの小さな子供を上官の命令に従い処分したと。だから、今も4～5歳の子供を正視できない。孫もできないという、そういう戦争体験をした人が言っているんだと、今の時点を見て。もう一つは、私も感じますと。感じながら、私のように実体験をした人間が徹底して語り部にならないといけないと思うと。そうしないと、日本は本当におかしくなる。足の動く限り、口の動く限り、語り継ぐつもりですよと。戦争に対して、そういう認識を持っておられるというのは、私は非常に実を言うと驚いたんです。

今のこの国の状況というのは一体どうなっておるのかという、戦争体験者の人たちは、そういう事態を憂えているんだということ、まず一つのこれは対談ですけれども、見ておいてい

ただけたらと思います。

それで、国民保護法について、そういう状況にあるんだという上に立って、今、国民保護法がどうなっていくのかということについて、まずお聞きをしていきたいと思います。

私も、今までにこの有事法制や国民保護法について質問をさせていただきました。有事法制の事態に対してどのように考えたらいいのか、国民保護法は17年度から計画策定のための諸準備、これがされております。そして、18年度中に成案をつくることになっています。もう既に準備に入っている地方自治体もたくさんあります。そこで、改めてこの法律を策定する意義についてどのように考えておられるのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

委員長（池田 亨君） 石川総務課長。

総務課長（石川 誠君） 寺下委員の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

国民保護法を制定した意義についてということですが、この法整備の背景といたしましては、まずは、何よりも世界を取り巻く安全保障関係の変化が挙げられるのではなかろうかというふうに考えます。

まず1点目といたしましては、従前から言われておりました東西冷戦の終結後10年以上を経過しているわけですが、日本に対する本格的な侵略行為と申しますか、そういった可能性は低下をしているというふうに思いますものの、大量破壊兵器の問題とか核弾頭ミサイルの拡散、さらには国際テロの活動の活発化というような、新たな脅威や平和と安全に影響を与えるような多様な事態への対応が大きな問題となっているというような事象が挙げられようかというふうに思っております。日本に対する外部からの武力攻撃に際しましては、我が国の平和と独立を守って国及び国民の安全を確保するために必要な法整備をすることは、独立国家として当然の責務であるという観点に立ちまして、武力攻撃事態への対処に係りまして必要な法整備に国が着手したものであるというふうに考えてございます。

お話がありましたように、事態対処法の制定につきましては、平成15年6月にこれがなされまして、御案内のとおり、国民保護法につきましては16年6月に制定がされたわけでございます。この国民保護法についてでございますが、これらにつきましては、いわゆる事態対処法と相まって、国全体として万全の体制を整備して国民の保護の措置を行うと、的確迅速に行うという趣旨で、基本的な法整備が我が国において初めてなされたことに意義があるものというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長（池田 亨君） 寺下委員。

委員（寺下 亘君） それで、国民保護法の中身についてお聞きをしていくわけですが、若干今まで一般質問で質問させていただいて重複するところもあるかと思っておりますけれども、全体の流れとしてお許しをいただきたいと思っております。

それで、国民保護法を策定する手順ですね。これはどのような方法によって策定されていくのか、この点についてまずお答えをいただきたいと思っております。

委員長（池田 亨君） 石川総務課長。

総務課長（石川 誠君） お答えをいたします。

まず、市町村国民保護計画の策定の手順というお尋ねかと思いますが、国におきましては、本年17年3月に国民保護法第32条の規定に基づきまして、国民の保護に関する基本指針を定められたところでございます。これを受けまして、北海道におきましては都道府県の国民保護計画でございますが、この国の基本指針に基づきまして、道におきましては北海道国民保護計画をただいま作成中だということでございまして、本年、17年度中に策定されるというふうに聞き及んでおるわけでございます。地方自治体、市町村におきましては、この都道府県の国民保護計画を受けまして、御案内にありましたとおり、来年度平成18年度に策定をすることとなされているところでございます。

そこで、具体的な手順ということになるわけでございますが、2点ほどございます。

まず1点目につきましては、市町村国民保護協議会の設置ということが挙げられようかと思っております。これにつきましては、国民保護法の第40条の規定に基づきまして市町村国民保護計画を設置して、この協議会に諮問をしなければならないということになってございます。これにつきましては、市町村保護協議会の組織運営に係る事項につきましては、条例で定めるものとされているところでございます。

もう一点、市町村国民保護対策本部の設置についてでございますが、これにつきましては、同法、国民保護法の第28条の規定に基づきまして対策本部を設置するということになってございます。これにつきましては、対策本部の組織及び運営に係る事項につきましても、同じく条例で定められるということになってございます。ちなみに、対策本部長につきましては市町村長、すなわち本市におきましては市長でございますが、これに当たることとされているところでございます。

さらに、市町村国民保護計画の策定に当たりましては、事前に知事との協議をしなければならないこと、さらには、この計画を策定した場合にありましては議会に報告するとともに、速やかに公表しなければならないこととされているところでございます。

この国民保護計画の策定の事項についてでございますが、これにつきましては、道の保護計画に基づいて策定しなければならないということになってございまして、具体的には、本市におけます、この区域におけます総合的な推進に関する事項、さらには本市が実施いたします国民保護のための措置に関する事項、さらには同じく国民保護のための措置を実施するための訓練、物資、資材の備蓄に関する事項、さらにはこれら同じく体制に関する事項、そして関係機関との連携に関する事項等々をまとめる必要が考えられます。

このスケジュールについてでございますが、先ほど申し上げましたように、北海道の国民保護計画が策定された段階におきまして、本市におきましては平成18年度中にこの保護計画を策定することといたしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長（池田 亨君） 寺下委員。

委員（寺下 亘君） 1つは、まだ道の方でその計画ができていない、示されていないということですね。例えば、これは平成17年1月に北海道総務部危機対策室で出された「国民保護法における市町村の役割について」という文書があります。これは全然計画とは関係ないんですか、お聞きします。

委員長（池田 亨君） 石川総務課長。

総務課長（石川 誠君） 先ほど御答弁申し上げましたとおり、北海道におきましては、道の国民保護計画は平成17年度中、すなわち来年の3月までに策定されることとなっております。ただいま委員が申し上げられましたものにつきましては、指針という形で出されたものだというふうに理解をしております。

以上でございます。

委員長（池田 亨君） 寺下委員。

委員（寺下 亘君） この中で、先ほど申されたように、この国民保護計画を作成するにはあらかじめ都道府県知事に協議しなければならない、これはそのとおりだと思うんですね。そう書いてあります。これは法律第35条第5項にそう書かれてあります。それから計画の公表と、これは、「市町村長は市町村国民保護計画を作成したときは速やかにこれを議会に報告するとともに公表しなければならない」、これも法第35条第6項にそう書かれてあります。そこで問題になるのは、道とここの責任者、市長とが、道の指示に基づいてこの法律をつくるんです。議会には一切相談ないんです。いつの間にかこの法律がつくられてしまうというところに物すごく私は危険性を感じるんです。議会がこのことにかかわれる中身が何項かあると思うんですが、その点についてまずお知らせください。

委員長（池田 亨君） 石川総務課長。

総務課長（石川 誠君） お答えをいたします。

市議会の関与についてのお尋ねかと存じますが、まず、先ほども申し上げましたとおり、議会の議決を要するという点で条例事項が2点ほどございます。先ほど申し上げましたとおりでございますが、本市におけます国民保護協議会の設置の関係並びに保護対策本部の設置の関係につきましては、条例事項ということで法の規定がございますので、これらの中身につきましては議会にお諮りをし、議決を要するものとなるものと考えてございます。

ただ、国民保護計画につきましては、法の定めによりまして全国一律に策定をいたすものでございまして、その場合には北海道の計画との整合性を図るということと、あわせて知事の事前協議が必要となるということでございますので、改めて本市がなすべき国民保護計画の内容につきましては、そう大きな部分でそこに類推が入るような計画にはならないというふうに考えてございますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

委員長（池田 亨君） 寺下委員。

委員（寺下 亘君） 先ほど御説明があった市町村協議会、この市町村協議会については、市町村長が任命をすることになっています。どのような人を任命することになっていますか。

委員長（池田 亨君） 石川総務課長。

総務課長（石川 誠君） お答えいたします。

市町村協議会の設置に関しましては、先ほど申し上げましたように、条例で定めることとなっております。その場合に、法令の根拠におきましては国民保護法第39条の設置及び第40条で組織運営ということになってございます。そこで、組織体制に関してでございますが、まず会長を置くということで、会長につきましては市町村長がこれに当たって会務を総理することとなっております。そのほか委員につきましては幾つかございますが、法令の根拠に基づきまして、まず指定地方行政機関の職員、本市に該当いたしますのはJR、NTT、北電等々が考えられようかと思いますが、これらの職員。さらには自衛隊員、これにつきましては、防衛庁長官の同意を得たものということの限定がございます。さらには道職員。さらに特化しているものといましては、助役、教育長、それから消防長または消防長が指名する消防吏員、市職員。さらには知識または経験者という方々の中で構成されるということで法の規定がございます。

以上でございます。

委員長（池田 亨君） 寺下委員。

委員（寺下 亘君） 今お話にあったように、この法律の中身で見ると自衛隊、それから警察や消防とか、そういう人たちが中心になってこの計画をつくっていくわけですね。ちょっとわからないのは、国民保護のための措置に関し知識または経験を有する者なんていうのが、どんな人になるのかちょっとわからないんですが、そういう組織をつくっていく上において、自衛隊が関与をしていくという問題があります。このことについてはどのように考えたらいいのかなというのは、私は非常に疑問に思っています。

最近のこの事態について、若干新聞報道なんかにあるのを報告しておきますと、今この「自治体に元自衛官」という記事が載っておりました。有事法制下防災部局に4年で6倍の自衛官が採用されている。自衛隊のOBの方々がどんどん地方自治体のこの組織の中に入ってくるといふ要素が今、計画されているのではないかと推論をするわけであります。

そして、自衛隊そのものが今、イラクの市街戦で研修、アメリカで実施、殴り込み部隊がそれを指南している。その指南した人たちが日本に帰ってから、学んだ教訓や方法、事実を他の兵士や部隊と共有するための実地訓練を計画しているんだと、そういうことが今、進められているというこの事実について、私は非常に危険なそういう戦時体制を、もちろんいろいろな異論はあるかと思いますが、まだ自衛隊を私は憲法違反だと思っていますけれども、そういうものがそういう形で、国民保護法という名のもとに市民を監視していく体制をつくっていく、こういうことについて、どのようにお考えでしょうか。

委員長（池田 亨君） 石川総務課長。

総務課長（石川 誠君） 委員から自衛隊の任命に関することについて御答弁申し上げたいと思います。

この国民保護計画につきましては、先ほど申し上げました組織体制の中での委員の任命、これは法によって規定をされているところでございます。そこで、北海道におきましては、この委員の任命につきましては、法の規定に基づきましてもすべてがそのようにしなければならないというような規定にはなってございません。しかしながら、北海道におきましては、この協議会の組織、全体として60名以内というような形の条例をつくっているところでございますが、この中に有事の事態におけます対処といたしまして、地域防災計画というのが全国それぞれに持ってございます。本市でも地域防災計画を持っているわけでございますが、道との整合性を図るということで、道におきましては、先ほど御案内のとおり、自衛隊員をそこに入れ組織化を図るというような考え方に立っているところでございますので、本市におきましても、防災会議の関係等々も含めまして、地域防災計画との共通する部分が多いということもございまして、協議会と防災会議の一体的な円滑な運営が検討されなければならないということが、まず第一義にあるかと思えます。

したがって、道におけます国民保護協議会の委員が防災会議の委員を基準に選定しているということもございまして、本市におきましても同様な措置を講じる必要があるかというふうに考えている次第でございます。

以上でございます。

委員長（池田 亨君） 寺下委員。

委員（寺下 亘君） 市町村協議会、それをつくる上において、これは富良野市で議会に理事者側から提出された文書でもあります。富良野市では、既にそういう富良野市国民保護対策本部及び富良野市緊急対処事態対策本部条例をつくることを求めています。道の方でまだそういう具体的なのがないのに富良野市はこれやっておるのがちょっとわからないんですが、そういうことというのはあり得るんですか。

委員長（池田 亨君） 石川総務課長。

総務課長（石川 誠君） お答えをいたします。

北海道におきましては、国民保護協議会条例並びに、ただいま御案内がございました、北海道国民対策本部及び北海道緊急対処事態対策本部条例、これにつきましては、平成17年3月31日ということで、公布の日から施行するという形で既に条例等が作成をされようということになってございます。したがって、ただいま御案内のありました富良野市におきましては、これらのことを踏まえた上での御議論ではなかろうかというふうに考える次第でございます。

以上でございます。

委員長（池田 亨君） 寺下委員。

委員（寺下 亘君） 先ほど、議会がどこまでこのことにかかわれるかということについての御答弁をいただいたわけですが、恐らく富良野で出されている条例くらいが議会に提出さ

れるものなのかなというような感じがいたします。あとはほとんどやみくもの中で、いつの間にかこの法律がつけられる、そういう状況かと思えます。

そんなことがあっていいのかなというような私は恐ろしさを感じるんですが、既に皆さんの、恐らく市の方には来ていると思いますけれども、「国民保護のための仕組み」というパンフレットがもう既につくられております。これがこの保護条例に基づいてつくられたパンフレットです。

私は一般質問の中で、市長に、朝、目が覚めたら戦争になっていたという、そういう事態が起こらないかということをつたひ質問させていただきました。今、実際にはそういう状況にあるのではないかなというのは皆さんもお感じになっていると思います。例えばどっかから攻撃された、どっかの国から攻撃された。そのために、この国民を守る条例をこうやってつくっておるんだよ。ところが総理大臣がそのことを知って、閣議を開いて、指示を出して、防衛庁長官にこれをやれとか何とか言っていると、大体一定の時間が経過しています。よく新聞や何かで言われる北朝鮮からテポドンが発射された。日本に到着するまで大体10分間だと。10分間の間にそのミサイルが発射されて、それをキャッチして閣議を開いて、防衛庁長官が現地の部隊に今、有名になるかどうか知らんですけども、迎撃ミサイルの発射のボタンを押した。それだけの時間の中に既に攻撃はされてしまう。そんな時間はありません。

どうなったかという、とどのつまりは総理大臣が防衛庁長官にそういう権限を与える。だけど、防衛庁長官は権限を与えられても、それを行使するまでに部隊に対して連絡の体制の中で時間がかかってしまう。現地のそういう、言ってみれば防衛庁長官も総理大臣も知らないうちに戦争がおっ始まる可能性もあり得るという、そういう想定のもとにこの国民保護計画が国民全体を戦争に駆り立てる組織をつくっていかうという、何かそんなようなことと結びついてつくられているような感じがいたします。

この法律の第8条の2項の中で、報道管制の問題も出されております。テレビ、新聞、一般の新聞も含めて、すべて報道管制をする必要がある。それは、国と地方自治体も全部ひっくるめて、同じ方針が国民に知らされなければならない、いざというときに。国の方針と違うラジオ放送だとかテレビ放送が流れたら、これは大変だと。だから、すべて報道管制がされることが法律の第8条2項に書かれてあると思うんですが、例えば道北日報さんや北都新聞さんや北海道新聞さんも、そういうところまで報道管制がされると予想されますか、どうですか。

委員長（池田 亨君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） まず初めに、委員のお話の中で、例えば朝、目が覚めたらテポドンが飛んできたとかそういうお話があったわけでございますけれども、実際に現在の国際情勢等につきましても、やはりいろいろな各関係機関とかマスコミ、そういった方々それぞれで、それぞれの情勢等に目を光らせている。こういった状況につきましても、日本国においては逐一的に報道がなされてきている。そういったことを踏まえまして、朝、目が覚めたらという前に、報道等の中で、国民自身が今どういった状態にあるのかと、こういったことが十分承知されて

くるのかなと、このように思っております。

そこで、今、8条の関係でございますけれども、この8条につきましては国民に対する情報の提供ということで、まず第1項の中では、武力攻撃事態において国民の保護のための措置に関して国民に対し正確な情報を適時にかつ適切な方法で提供、これ自治体がですね。それとあわせて、8条の2項においても、新聞、放送、インターネット等、その他の適切な方法によって迅速に国民にこういった事態が出てきたと、こういったことを提供しなければならないと、このように言われているわけでございますけれども、地元紙であります例えば道北日報や北都新聞にまでそれが通じるのかと、それは適用されるのかということでございますけれども、正直、今の段階ではどこまでがどうかという、そこまでの詳しい情勢については私自身まだ持っていない状況にあります。

以上でございます。

委員長（池田 亨君） 寺下委員。

委員（寺下 亘君） 実際に国民に知らされるのは、方法は1つなんですよ。方法は1つというのは、一つの方向に国民全体をとにかく意思統一させなきゃならない。事件だよ、大変だと、そのためにはこうしなきゃならんよ。それは、実際にはいわゆる保護計画の中では、地方自治体を初めとして町内会まで含めた体制をつくるんですね。この町内会まで含めたそういう体制を議会の議決も、議決って報告だけですからね、報告だけでそういうことをすることについて、どのような方向でこれが知らされていくんですかね。

委員長（池田 亨君） 石川総務課長。

総務課長（石川 誠君） お答えいたします。

国民保護計画の内容についての部分に該当しようかと思いますが、まず、市町村が実施をいたします市民の保護のための措置に関する事項という項目が、大きな国民保護計画の内容の中の重点的な項目になるのではなからうかというふうに考えます。

そこで、5つほどございますが、こういった中には警報の伝達の仕方、それから避難実施の要綱の策定並びに住民避難に関する措置ということがございます。2つ目には、救援の実施、それから安否情報の確認、提供、避難住民への救援に対する措置、さらには避難の指示や警戒区域の設定等、それから廃棄物の処理等々がございます。こういった中身が、具体的に今後計画を策定するに当たって具体的に制定をしていかなきゃいけない内容なのかなというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

委員長（池田 亨君） 寺下委員。

委員（寺下 亘君） なかなか中身がすきっと見えてこないような状況かなと思いますけれども、私は、そういう昔のいわゆる戦時態勢みたいにそういう隣組まで含めて組織がされていく、これはやはり憲法と地方自治法の関連で見れば非常に大きな過ちを犯しておるのではないかと、そう考えざるを得ないわけです。

それで最近、道の方で、国民保護法についての総論の計画案みたいなものだと思うんですが、ここでは国民保護法に関する基本方針、「道は国民保護法を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について以下のとおり国民保護措置に関する基本方針として定める」、そうになっていますね。その1つに、基本的人権の尊重。道は、国民保護措置の実施に当たっては日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重すると。これ国民保護法の中身と日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重するということとは、まるっきり私は別問題のような感じがいたしますけれども、これはそう理解していいんですか。

委員長（池田 亨君） 石川総務課長。

総務課長（石川 誠君） お答えをいたします。

ただいま寺下委員から、有事法制に係る憲法が保障する基本的人権の問題と同様に憲法が保障しております、国民の自由と権利の問題についての御質問かと思えます。

この問題につきましては、憲法解釈論議ということが背景にあるかと思えますので、一自治体がこれに関して御判断をするということではなかなか難しいかと思えますが、御質問でございますので、内閣法制局の御見解を答弁させていただきたいというふうに思います。

そこで、一般的に言われておりますことでございますが、我が国が外部から武力攻撃を受けた場合におきましては、国民の安全を守ることにつきましては、公共の福祉を確保することにほかならないという論点におきまして、合理的な範囲において法律で国民の権利を制限し、もしくは特定の義務を課すことは、憲法上、許されるという解釈に立っているところでございます。

さらに、国民の自由と権利についてでございますが、武力攻撃事態法の第3条第4項におきまして、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない、これに制限が加えられる場合には、その制限は武力攻撃事態に対処するため必要最小限のものであり、かつ公正、適正な手続のもとに行わなければならないというお話しのとおりでございますが、明記されております。

この武力攻撃事態への対処と国民の自由と権利との関係についての基本理念について憲法の中で示されているわけでございますが、この憲法におけます基本的人権の考え方というものに充当しているというふうな内閣法制局の解釈がなされているところでございます。すなわち憲法第13条におきまして、生命、自由及び幸福追求に関する国民の権利につきましては、立法、その他の国政上で最大の尊重を必要とするというふうに定められているところでございます。

また、同じく同条におきまして、公共の福祉に反しない限りということで規定されておりますほか、憲法第12条の規定におきまして、憲法で保障している基本的人権も公共の福祉のために必要な場合にありましては、合理的な限度において制限が加えられることがあり得るものと解されているところでございます。

したがって、武力攻撃事態への対処のために国民の自由と権利に制限が加えられるとしても、国及び国民の安全を保つという高度の公共の福祉のために合理的な範囲で判断される場

合に限り、その制限は憲法第13条に反するものではないという解釈が行われております。

ただ、お話にございましたが憲法第19条に保障します思想及び良心の自由、さらには憲法20条に保障いたします信教の自由のうちの信仰の自由につきましては、それらが内心の自由という概念にとどまる限りにおいては絶対的な保障であるということで、内閣法制局が示しているところでございます。

以上でございます。

委員長（池田 亨君） 寺下委員。

委員（寺下 亘君） 今、たくさんの憲法解釈論を述べていただきました。しかし、内閣法制局がそういう解釈をしておるから、それが憲法の持っている役割と一致しておるものだということは、私は考えたくないんです、実をいうと。間違えているんじゃないか。

憲法というのは、つくられた憲法が、今ある日本国憲法は国民を縛るための憲法ではないはずですね。憲法というのは、国の総理大臣を初めとする為政者が憲法を曲げることを許さないために憲法というのが私はあると思っていますですね。それを今、憲法を内閣法制局かどっか知らんけれども、勝手に解釈をして憲法をねじ曲げてしまっておる。条文そのものは書いてあるとおりなんですよ。それを勝手に解釈してねじ曲げてしまっている。これが困ったものなんですよ。いや、本当。

その論理をもって、地方自治体や何かを縛りつけてしまう。これはやはり野中さんではないけれども、非常に危険な考え方なんですよ。非常に危険な考え方なんです。

もう議論してもこれしょうがないからやめますけれども、憲法というのは国民を縛るものではない。国民がその土地の政治の中心にある総理大臣だとか、そういうものを縛るために憲法があるんだということだと私は考えています。市長、この点については、私の考えは間違いでしょうか。見解を教えてください。

委員長（池田 亨君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君） 大変、地方自治体も高度な議論のやりとりができるようになったということは、それだけこの問題が今大きな関心事になっているのかと私は思っております。

ただ、憲法問題については、私もかつて若かりしころ、憲法コンメンタールを買って真剣に勉強したこともあるんで今いろいろ思うことがありますけれども、しかし、憲法はそれぞれの時々の時世に合わなくなってきた場合、どうするかというふうなことも、やはり改正というのはそういうところから生まれてきているものであると。ただ、そのことが憲法第9条をどうする、こうするということは別に、現実には合わなくなってきたときにはどうするかという点では、憲法改正というのは、私はあり得るんだということはまず認識しておきたいと思っております。

それから、今、有事法制の関係でいろいろお話がありましたけれども、本当に寺下委員が御心配のように、15年の国民保護法制に対する有事法案等々について、全国知事会に対するアンケートがあるのを私も実は持っておりますが、このときも国民保護法制7割の知事が不満と、

こう言っているんですね。「不満」という言葉なんですよ。それは大事なこととして、武力攻撃事態が発生した場合には国民の保護をする場合にはどうするかという点では、先ほどから課長が答弁しておりますけれども、まずは公共団体の責務として、あるいは住民の避難に関する措置だとか、あるいはそのほかに住民の救済に関することだとか、これいろいろありますけれども、そういう点では、非常に私はこれはだれかが何をしなきゃならんと。

ただ、先ほど北朝鮮だと思うんですけども、テポドンの話がありまして、もうこれが来たときには本当は終わりなんですよ。ただし、傷ついた人方をどうするかということになった場合に、それを人道上、法律がないから知らんというわけには私はいかないと。だから、やはりヒューマン、そういったものの考え方をすると、私はこの人道上からいっても、この攻撃にさらされた傷ついた国民をどうやって助けていくかというのが、これは私は大事な考えとしてきちっとせんきゃならんと。

ただ、先ほどからおっしゃっていますけれども、なぜ議会がここに全く介在しないようなことになっているんだろうとか、いろいろなことを考えていくと、どうも何か曲げられた形で物事が、事が運ばれているんじゃないかという懐疑的になるというのは、これは寺下委員が今おっしゃっていたようなことを、全く私もないとは言えないことだと、それは思っております。

ただ、これはまだ今年、来年から、いよいよこの法律の問題で道とのかかわりや何かの中でいろいろ進めていくわけですけども、ただ、土別市だけがひとり歩きするような中身の問題では私はないと思っていますから、それは十分よその自治体もどういうふうにしてこれらについてかかわっていくのか、ただ、この一自治体だけそれぞれがばらばらでこれをやっていくものとは私は違うものではないかというふうに思っておりますので、そこら辺は大変高度な話で、憲法違反だといえ、これは内閣法制局ではかつて憲法違反だというような、だから9条を直すんだというようなね、そんな反対に、それを逆に持っていかとか、そんな議論の経過いっぱいありますけれども、もうこれは地方自治体としてのやりとりとしては、寺下委員さんがかなり勉強されておられますけれども、私どももそれに誠実に答えるために、汗をかきながらさっきから答弁いたしておることも御理解いただきたいと思います。ありがとうございました。

委員長（池田 亨君） 寺下委員。

委員（寺下 亘君） 今、市長から御答弁いただいたわけですけども、憲法を改正しなければならぬこともあるだろうと。ここのところの考え方なんです、私は先ほど言ったように、憲法というのは時の為政者を縛るものである。国民の中から憲法を改正せよという動きは、実を言うと余りないんですね。だけれども、国会議員の中で憲法を改正せよ、自分たちが守らなければならない憲法を、国民が縛ってやってはならないことを国会議員が今、国会で憲法改正論議を始めてる。まさに逆さまな議論だと私は言わざるを、それは考え方はいろいろあるかと思いますが、私はそう思っています。そういう状況にある中で、このような危険な国民保護法が制定されるということ、一市民としてもよく見ておかなければならないものだと思います。大変、大変なものだと。

先日テレビで美浜原発での訓練の様相がテレビで出されていましたが、これも国民保護法の一環の行事として取り組まれているということは、あちこちで今後出てくるんだろうと思いますけれども、住民のそういう権利や、またそういう住民の思想をしっかり守る、そういう土別の地方自治体であってほしいということをお願いして、私の総括質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

委員長（池田 亨君） お諮りいたします。まだ総括質問が続いておりますが、本日の委員会はこれをもって終わることにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（池田 亨君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれをもって終わります。

なお、明日は議場において午前10時から委員会を開きますので、御参集お願いいたします。御苦労さまでした。

（午後 3時48分閉議）